



「真剣議員」=戸田が解き明かす重要論説集II

「議員ボランティア」論のまやかしを斬る!

＝ 収録23論説 ＝

- 1 ★これだ! 内外議会に詳しい「地方議会 その現実を『改革』の方向」と竹下謙氏発見!
- 2 ◎「素人が議員になり勉強して専門家となる」フルタイム議員でなければならない理由
- 3 ★英も韓国も議員報酬高額化←必要ゆえ! 生保で奮闘議員もいる英国、日本で可能かい?
- 4 ☆同列に論じれない「国民117人に1人が地方議員!」の仏、専門委員設置の韓国、ほか
- 5 ★「想像を絶する」英国流: 極小自治体・全世帯に事前に議案配布、住民も審議参加で!
- 6 ■結語: 「議員には部課長級の生活費報酬+一定の調査広報費」を原則に現実対処すべき
- 7 ・「議員はボランティアでやれ!」と騒ぐ輩のデタラメさを斬る! 重要な新スレッドを開始
- 8 ●河村たかし: 社長の息子で政党からも企業役員からも資金豊富な国会議員→市長だもの
- 9 ▲河村(2)名古屋独裁市長の身勝手・ウソ・忠誠議員づくりのための議会肅正・税金浪費
- 10 ■「地方議員は献金でやれ」論のウソ: 献金を生活費や議員活動費に充てたら違法だぞ!
- 11 ●名古屋の市民オンブズ: 不誠実議員への怒りが高じて河村万歳・政務調査費否定に歪む
- 12 ◆則武議員: 河村追隨のボランティア論だが、それって実は「オレさえ良けりゃ」論だよ
- 13 ●元阿久根市長の竹原信一氏: 武人社長市議の正義感・低劣議員への報復心が炸裂し歪む
- 14 ◆飯島英規氏: 兼業市議で挫折し天職見つけ、片手間議員を理想に市議再挑戦って変だよ
- 15 ●矢祭町の日当制は全議員が兼業ゆえの特殊例、議会機能向上と無縁で手本にならない
- 16 ■結語: 議員ボランティア論を吹くのは、やはり資産家・事業者・片手間議員達でした!
- 17 ◎議会費のデータを紹介: 夕張市0.11%・大阪市0.18%から清川村3.35%・・・
- 18 ▲無所属への献金で説明不足の部分を補足。
- 19 ◎解明: 門真市の議会費は予算の0.7%、議員収入はその67%で予算の0.47%と判明、他
- 20 ■1999年に比べ一般議員の収入は額面126万、手取り推定150万円減って600万円程に!
- 21 ◎戸田の議員報酬等と天引き分詳細はココに紹介してます(06年8月分まででしたが)
- 22 ▲実は戸田も府県政令都市の議員年収(報酬手当+政調費等)は議員単独では高過ぎと、
- 23 ▲府議報酬: 共産まで3割減に転化。公明は政務調査費半額不要なら削減でなく返却を!

★たとえば人口十二万人規模(門真市)の範囲で考えると、イギリスでは地方議員が660人! フランスでは千百十人もいる! 小規模多数自治体の国だから議員のあり方も日本とは大違い! ・イギリスや韓国では、議員の専門化を進めて報酬を高額化する方向に動いている。 ●「議員はボランティアでやれ」と吹聴する関係者は、みな資産家・政党特権者や片手間議員だった! ▲議員が献金で生活したら違法! 議員個人の政治活動への現金寄付も違法! この現実の中で、「議員ボランティア」論は違法行為の強制になっちゃっよ!

ほかの議員とは
調べる量が
こんなに違う!



★労働者民衆の立場で行政チエックする議員を増やす観点で考えよう

市はこの資料だけで議会を通そうとした! 抗議と資料請求した議員は戸田だけ!

全資料開示をせずに出された追加資料。共産党も含めて他の議員はこれで満足し、抗議も請求もせず! 戸田のみ猛烈抗議で資料請求!

戸田のみが開示請求で膨大な資料を入手し、議会でも怒りを持って徹底追求! 市に謝罪や改善約束を沢山させた!

発行: 権力弾圧の公民権停止が3/24から解除されて、4/24市議選で当選予定の前門真市議:

戸田ひさよし

2011年4月2日

★実際に8位で当選し門真市議に復活した

市施設の民間移行問題審議、戸田の調査で重大な事実が初めて浮かび上がった!

1: ★これだ!内外議会に詳しい「地方議会 その現実を『改革』の方向」と竹下譲氏発見!

梅田の巨大書店で「諸外国議員の報酬や矢祭町の日当制も含めて、現場を調べて分析している、今最高の本がこれだ!」という本を発見しました。

それが<地方議会 その現実と「改革」の方向>イマジ出版 2010年5月発行 2,625円で、その著者が竹下譲(ゆずる)氏。

民主主義の実現のために自治体議会・議員のあり方を考え提起する、凄い人がいました。

実はこの竹下譲氏はとても地方自治の分野ではとても有名な人で、今まで知らなかった戸田が「井の中の蛙」でした。(「近畿市民派議員」他の人も戸田と同様だと思うが)

戸田と少し意見の違う部分もありますが、全体として「目からウロコ」の人であり、その著作でした。

以下に紹介します。

◆本<地方議会 その現実と「改革」の方向>イマジ出版 2010年5月発行 2,625円

<http://www.honzuki.jp/book/book/no103428/index.html>

内容紹介

議会とは何か 議員とは何か 現実を変えられるのか

今進めている議会改革は間違っていないのか すべての答えがこの一冊に!

住民自治と議会制民主主義の確立に必読の書。

[目次]

第1部: 議員と“お金”(議員に対する関心 いまこそ必要な議員の海外視察 ほか)

第2部: 議会と住民(議会は“合議制”ではないのか? 一般質問の意義と問題点 住民は議会を信頼できるか? ほか)

第3部: 議会のしくみ(常任委員会で審議するのは何のため?)

本会議を実質的審議の場にする必要あり 地方議会は立法機関か? ほか)

第4部: 地方自治の代表は議会(自治体の2つの機能“地方自治”の代表は? ほか)

第5部: イギリスの議会制民主主義-伝統的には住民投票を否定(議会制民主主義の国

地方レベルの住民投票(referendum)は? ほか)

◆著者: 竹下譲(地域政策研究所 所長)

<http://spysee.jp/%E7%AB%B9%E4%B8%8B%E8%AD%B2/1142124/#lead>

四日市大学の1988年の開学以来、地域の活性化、文化や産業の発展に積極的に貢献するという考えのもと、四日市市が設置した四日市地域政策研究所においても、これまで四日市大学の多くの教員が特別研究員としての委嘱を受け、四日市市を中心とする地域の産業・経済の振興や環境問題などに関する調査研究あるいは政策立案・提言などを行い、地域発展に貢献してきました。

この蓄積の上に、2001年4月市との取り決めに基づき移管し、四日市大学地域政策研究所としてさらなる充実・発展に努力してまいりました。このたび新しく産業看護研究センターと並び四日市地域研究機構と改組しましたが、今まで以上に、地域の要請に的確に応え、積極的に地域に貢献できるよう努めます。

専門分野: イギリス政治 行政学 地方議会論 地方自治法 世界の地方自治

経歴: 東北大学大学院法学研究科修了。政治学博士。

東京市政調査会主任研究員、東京都立大学講師、東京市政調査会主任研究員、明治大学講師、拓殖大学教授、ロンドン大学客員、神奈川大学教授などを経て、2001年から四日市大学教授。

1998年から自治体議会政策学会の会長として、全国の自治体議員の研修にあたる。

2004年~2005年度三重県教育委員会委員長、全国市議会議長会議会活性化アドバイザーを経て、現在、三重県教育委員会委員。

議会の仕組みを「議論」にふさわしいものにと、行政・議会改革を説く。

◆自治体議会政策学会会長としてのあいさつ(・・・竹下氏のスタンスが明瞭に)

<http://www.copa-web.net/summary.html>

2000年の地方分権一括法によって地方分権は飛躍的に進んだとされています。

しかし、地方分権一括法の実施前と実施後で、行政の運営ががらりと変わったと、自信を持っていえる自治体はどれだけあるでしょうか。ほとんどの自治体では、行政運営の仕方は全く変わっていないというのが実情だと思います。

地方自治は与えられるものではありません。自治体自身で勝ちとるべきものです。

そのためには、いろいろな工夫を自治体自身でする必要があるのはもちろんですが、場合によっては、中央省庁と対立することも必要です。このときに自治体の中心になる力を有しているのは、議会だといえます。

2000年の地方分権一括法により、法律の解釈を自治体が自らできるようになったといわれていますが、この解釈は説明がつく解釈、言い換えれば、みんなを納得させるような解釈でなければなりません。

自治体の職員が自分たちだけで、中央省庁と異なる解釈をすることは、その法律上の位置づけからいって、実際には不可能に近いといえるでしょう。

これに対して、議会の構成メンバーである議員は、選挙で選ばれていますから、住民の意向に拘束されこそすれ、法律を自由に解釈することができます。

議員が討論を重ね、議会の意思として、独自の解釈をする場合には、誰もが納得せざるを得ません。

その上、議会は自治体の意思決定機関ですから、中央省庁と十分に張り合う力を有しています。

地方自治を勝ちとるためには、この議会の力が、何よりも必要です。

ところが、現実の自治体の議会は、こうした機能をほとんど果たしていないといつてよいでしょう。

その結果、住民の議会に対する関心は、議員定数の削減や政務調査費の削減など、議会の実質的な機能の縮小に集中しているようです。

しかし、これは、民主主義という観点からみて、大きな問題です。実質的には、住民にとって大きなマイナスになるともいえるでしょう。自治体議会政策学会は、議会が本来の機能を持つように、そして、議会が活性化するように、議員の皆さんに、いろいろな情報を提供している機関です。

また、研究者と議員が一緒になって、議会の改革も検討しています。議員研修も積極的に展開しています。

外国の議会について知るために、時には、研究者と共に外国に出かけ、現地の議会をみながら研修をするということもしています。現在は、毎年、300人を超す議員の皆さんが研修に参加してくれています。皆さんも参加しませんか。

自治体議会政策学会 会長 竹下 譲

■おまけ：

昨年11月、公明党は党本部に竹下氏を招いて講演を受け、「定数を減らせば議会と住民の十分なコミュニケーションができず、隔たりができる」との懸念を学んでいた！

それなのに、公明党は全国各地で「議会改革＝議員定数削減」というデマで議会改悪を積極的に進めている！

竹下氏が著名な研究者なので招いたが、講演の中身は学ばないということか。

↓↓↓

◆自治体議会政策学会・竹下会長と活発に議論（2010/11/26 公明新聞抜粋）

<http://nishi-24.blog.ocn.ne.jp/blog/2010/11/index.html>

公明党の地方議会改革プロジェクトチームは25日、東京都新宿区の党本部で自治体議会政策学会の竹下譲会長（拓殖大学地方政治センター長）を招いて講演を聞き、意見を交わした。

席上、竹下会長は、「地域の自主独立性がないと国は強固にならない。そのためには（議会が）有権者と結び付かなければならない」と強調。議会改革の方向性について、自治体職員からの情報を基に議論が行われる現状から、議会が住民の声を聞き、地方政治に反映させていく努力をしていかなければならないと主張した。

また、議員定数の削減について「定数を減らせば議会と住民の十分なコミュニケーションができず、隔たりができる」と懸念を示した。

~~~~~

## 2 : ◎ 「素人が議員になり勉強して専門家となる」フルタイム議員でなければならない理由

竹下譲先生が上記の本の「はじめに」で実に「言い得て妙」な事を書いていました。

一言で表現すれば、

■ 「**専門家が議員になる**」のではなく、「**素人が議員になり勉強して行政チェックの専門家となる**」事が**必要**だ。そしてその議員はフルタイムで職務に没頭する議員でなければならない。

ということです。

そして宝塚市での勉強会での発言も示唆に富むものでした。

また岐阜県多治見市の中道育夫市議の文章においても、現代の自治体議員の業務について非常に的確な説明がされています。

これらを3つを以下に紹介します。

◎<竹下先生：(地方議会 その現実と「改革」の方向：はじめに：5～6ページ)>

・・・最も重要なのは「無駄なところにお金を使っていないか」を検討することである。

無駄かどうかを判断する基準は、法令に合致しているかどうかではない。住民の生活に役に立っているかどうかである。・・・それができるのは議会である。

・・・議会の構成メンバー、すなわち議員の能力が優れていることが必須の条件となる。

もちろん、ここで言う能力は、専門的な知識や技術のことではない。法令に通じているということでもない。

「住民の代表」として活動できるという能力である。

具体的には住民の立場で、住民の目線で、物事の判断ができるかどうかという能力である。

しかも、「住民の代表」であるためには、住民と常に交流していなければならない。

・・・どういう内容の審議をしているのか、どこに問題があるのか、メリットは何か、デメリットは何か・・・等々が、傍聴している住民に、あるいは議事録を読む住民に分かるような形で審議しなければならない。

それが「住民の代表」としての議員の能力であり、責務なのである。

こういう議員の職務は、たとえ能力があっても、片手間に出来ることではない。

それこそはフルタイムで議員の職務に没頭することが必要である。

また、議員が「住民の代表」としての任務を果たすためには、世の中の動きにも通じていなければならない。

.....

◎<議院内閣制”と宝塚市の議会基本条例制定> から抜粋

<http://www.net1.jway.ne.jp/ishitosi/takaradukahoukoku.html>

竹下先生：

・・・これから“地方政府”が、各地で政治行政を自ら担っていかなければならなくなります。これまで明治政府以降、中央集権国家の下請け機関としての地方行政にお飾りの地方議会があった時代とは違うはずですよ。

地域が独自の地方政府を確立していく流れは、現在の民主党政権は「地方主権」と言い、地方分権改革答申なども

次々に自治法改正を急いでいます。この流れは止められません。

各地に国会と同様の権能を持つ“地方政府”が確立されれば、首相や首長は行政の長（おさ）として権力を掌握します。

権力には必ずチェック機関を置かなければ当然に独善化して腐敗します。

国家にはマスコミと言われる権力チェック機能を持つ報道機関が存在します。

地方政治にはこれは難しい問題となります。オンブズマンも制度化されていません。

結果的に首長をチェックする働きは議会が担わなければなりません。

地方とはいえ財政・金融は複雑化し、市民の生き方も多様化し、基本計画などで提示する地方政府の将来像も難しくなります。

市民参加として市民の声は聞きますが、高度化した社会システムを地方政府として運営するためには、首長のみでなく、素人が議員になって勉強して専門家としての役割が求められるはずですよ。

地方政府の“専門家”として、地方議員と地方議会が必要な理由です。

◎議員と報酬に関する考察（多治見市議会議員：中道育夫 2004年4月）

<http://www.ikuo-n.jp/h16/20040400-01.htm>

（戸田注：文中の「議員数を少なくすべき」という主張は、議員が選挙で決まる以上、集票組織議員を今以上に横行させる弊害が大きいので大反対ですが、それ以外の部分にはほぼ全面的に賛同します）

自治日報4月23日号「自治」の欄で、「議員と報酬」と題する恒松制治氏の論評には一部誤解があると感じたので私見を述べます。

論評は、第一に国会議員と地方議員の実態を混同しています。

私は保守系無所属の市議会議員を9年間勤めています。同僚の自民党議員を含め、論評が指摘するような政党助成金の「恩恵」にあずかったことは一度もありません。

第二に、地方議員（以下、単に議員という）の役割は非常に変化したという認識が欠けています。

西欧にキャッチアップするまでのように、国の方針が既に決まっており、事務方と呼ばれる職員が清貧で能力的にも十分信頼できる時代がありました。

議員は専門知識も必要なく、「住民の目線で政府（執行部）を批判する」ことで、その役目を果たすことができました。

しかし昨今では、国際化、規制緩和、少子高齢化、地方分権化、財政困窮化のなかで、地方自治体は自己決定・自己責任の自立が求められています。

当然、議員は旧来のように執行部の描いたシナリオにケチを付ける程度では、その役目を果たせなくなって来ました。

いま議員に求められているのは、自らの情報収集と分析に基づいて、執行部のシナリオを修正、または対案を提示できるような力量ではないか、と考えています。

第三に、議員の役割と報酬が整合していないという現状認識がありません。

議員が常識の範疇で執行部提出議案の是非を判断すれば良いのであれば、「議員という職はそれによって生活を支える類のものではない」ことは確かです。

また、専門知識も予備知識も必要ないのであれば、議案審議に拘束された時間に見合う報酬を支払うことで、ことは足ります。

しかし執行部の政策に疑問を持つ場合、住民から行政の審議を付託されている議員は、自ら対案を立案する必要にも迫られます。

このような執行部と議員の関係、及び議員に求められる力量は、自治体の規模に関係なく全国どこでも同じのはずです。

しかしながら、現在の議員報酬は自治体の規模、つまり議員一人当たりが受け持つ住民の数の多さに比例して定められています。

その結果、県や政令指定都市などの議員は生活給以上の報酬を得ていますが、小規模な市町村議員はとても生活を賄えない報酬しか得られないという実態があります。

第四に、論評は住民が何を期待して議員を選挙しているのかと、いま求められている議員像への洞察がありません。

かつての名誉職議員はドブ板と呼ばれる利益誘導政治を優先し、「住民の目線」で議案審議をしていれば役目を果たしたと見なされました。

しかし情報公開により露骨な利益誘導ができなくなった現在、議員の役割は専門的な知識によって巧妙な利益誘導を見破りながら執行部が提案する政策の是非を判断し、かつ対案を提示することである、と考えます。

そのため、議員には法律や国の政策を含む広範な見識も必要ですが、これらの力量は「住民の目線」からは決して生まれません。

私は、むしろこれからの議員には職業としての専門性が益々必要になると考えています。

では、いったい住民は議員に対して名誉職と専門職のいずれを期待して選挙しているのでしょうか。

第五に、私は議員と報酬の関係を次のように考えています。

住民が議員の役割として名誉職を望むのならば生活給は必要なく、各種利益誘導団体を網羅するように報酬の少ない議員を数多く選出すべき

です。

反対に、議員に審議機関として専門職の役割を望むのであれば、魅力ある職業として報酬を高くし議員数を少なくすべきです。

いま問題となっているのは、議員報酬と役割の整合性が取れておらず議員が魅力ある職業として認知されていないため、優秀な人材が議員として参入できないことです。

反面、生活給が保障されている大規模な地方自治体の議員は知名度がないと当選できないため、やはり優秀な人材が議員として参入できないことです。

このような実態に対する認識なくして、議員の報酬や議員数を議論することは、あまり建設的ではありません。

多治見市議会議員 中道育夫

~~~~~

3：★英も韓国も議員報酬高額化←必要ゆえ！生保で奮闘議員もいる英国、日本で可能かい？

「議員はボランティア・低報酬でせよ」といきり立つ日本の「庶民」。

竹下先生の調査では英国では「それでは生活出来ないから、生活保護を受けて議員活動に奮闘する議員」も発生したとのこと。

貧困者に冷たい日本で（本来生活保護で救済されるべき貧困者の2割程度しか救済されていないのに、厳しい扱いがさらに増大しているバッシング社会！）、そういう形で頑張る議員が存在できるのか？と竹下先生は皮肉まじりに問題を投げかけてます。

【英国では地方議員の報酬がどんどん上げられている！】

↓↓↓

竹下：<http://www.net1.jway.ne.jp/ishitosi/takaradukahoukoku.html> などから

英国では20年前まで地方議員はボランティアだった。貧しい人も議員になり、パートタイマーで働きながら、無報酬で議員をしていた。貧しい人の方が有権者の意見を理解できるので、発言が重みを増し、議会の中心的役割になって、多忙になり、議員のなり手がいないという現象も起きた。

そこで議員にも報酬を払おうということになり、この10年で議員報酬がアップした。

ロンドンでは5万3千ポンドで、日本円で700万円ぐらい。

少ないと思うかもしれないが、イギリスでは大学教授でも4万ポンドぐらいなので、議員は高給といえる。

私は長い間、イギリスの制度を見てきた。20年前まで地方議会はボランティアだった。

シングルマザーの議員も多かった。弱者の立場がわかるので議会で中心的な役割を果たすようになって、パートタイムで働く時間もなくなった。生活保護を受ける議員もいた。

そのため、この10年で報酬はアップしている。大学教授の年収が約4万ポンドのところ、ロンドンの議員は5万3千ポンド。これで若い人も議員になれるようになった。

議会は、住民の意見を聞いてまとめられる人が集まるような魅力あるポストにする必要がある。ロンドンの議員報酬は庶民の2倍だ。議員報酬が安定してきたからこそ、政治活動も安定してきた。

◎<竹下先生：(地方議会 その現実と「改革」の方向：98~101 ページ) >

(4) イギリスの地方議員は名誉職か？

・・・地方議員の報酬は20世紀末までは全体的に少なかった。が、21世紀に入ると、たとえば大ロンドン市の議員は2009年時点では年俸で53439ポンド受け取るようになった。

・・・イギリスでは、2万ポンド前後の所得の人が多くと言われている。

私の知り合いの大学教授は、かなり上の方だと思っているが、年4万ポンドの収入だという。

となると、5万ポンドを越す大ロンドン市の議員は、名誉職どころか、高給取りということすらできる。

バーミンガム市の議員の年俸は、09年前半の時点で、18518ポンドで、である。

・・・バーミンガム市は議員内閣制を採用しているが、この「閣僚」となる議員は活動する時間が長く、しかも、責任が重いため、年俸は30462ポンドになっている。

.....

しかし、相変わらず、議員の報酬が低いところも多い。

たとえば、ウィンチェスター市の議員の場合は、09年現在、5874ポンドの年俸をもらっているだけである。

・・・が、これは基本の報酬である。

イギリスの地方議員は、ほかに交通費や食事代ももらっている。.....

興味あることに、イギリスの地方議員は、どの自治体でも、たとえば小さな子供も持っている議員には、子供を預けるための費用を交付されている。ウィンチェスター市の場合は、1時間あたり8.6ポンドである。

・・・その他の地方議会でも、ある程度の金額の報酬が出るようになっている。

しかも、それが、年々、引き上げられているという状況にある。

これにより、経済的に余裕のない人でも、志があれば、議員になれる道が広がりつつある、とあってよいであろう。

・・・もちろん、・・・これまでも働かないと生計をたてることができない人々のなかにも、志をもって、議員になる人が少なくなかった。しかし、これらの人々は議員になれば、フルタイムで働くことは難しい。

・・・その結果、生活保護をもらって生活をするという議員も出てくることになる。

イギリスの地方議会が議員報酬を出すようになったのは、こういう事態の解決策でもあった。

「兼業議員」を主張するマスコミや論者は、こうしたことを考えたことがあるだろうか？

安易に、イギリスの事例を、しかも過去の事例を引っぱり出すのは、住民に誤解を招く危険性が高いというべきである。

(本：5 ページ) いまだに、名誉職としかいえない程度の報酬に甘んじている地方議員も多いが、そういう議員のなか

は、議員活動を続けるために、生活保護を受けている者もいる。

日本に、生活保護をもらってでも、議員活動をするというような公共精神を持っている人がどれだけいるだろうか？また、議員が生活保護を受けることを認める土壌が日本社会にあるのだろうか？

【韓国でも地方議員の報酬がどんどん上げられている！】

http://blog.livedoor.jp/mt_blue4262/archives/50947297.html

◆韓国の議員は、2006年7月までは議員報酬が支給されなかったが、それ以降は支給されるようになった。

議員報酬は、平均16万円くらい。日本とは、物価が違うので一概に高いか安いかは言えない。

・地方議員は名誉職の色が強かった（現在進行形？）

<http://www.taichinet.jp/busan.htm>（日本の女性市議と釜山市との交流 2007年10月）

また韓国の地方議員は、今回の選挙までは無報酬でした。

しかしそれでは若い有能な人材が政界に入ることができなくなるため、去年の改選後から報酬（日本円で年間約700万円くらい）が出るようになりました。

また今後の取り組みとして、議員1人に補佐官1人（日本で言う秘書）をつけるような制度改革を検討しています。

日本では議員報酬、政務調査費の減額が世論になっていると言うと、「韓国でもそうであるが、市民の請願や要望を大切に扱うためには、制度（仕組み）を変えていく必要があります、また議員としての役割を全うすることが市民へ還元できるものだ。」と言われてました。

韓国の議員とはこれまで無報酬であったように、圧倒的に名誉職という考え方が根強いのですが、韓国でも日本同様、政治にはお金がかかり、多様化するニーズに対し、議員としての役割が大きくなってきています。

仕組みを改変する事は、時には市民からの反感を受ける可能性も出てきますが、そこには市民への還元という政治理念からきているものなのか、こうした制度改革に対し自信を持って取り組んでいました。それは議員としてのプライドのようなものを感じました。

「議員はボランティアでやるのが世界の常識だあ！」と叫び回っている人達、諸外国の地方議員が無給か低報酬が多い、という「事実の一片」を知って、それを「凄い真実・真実の発見」であるかのように思っている人達。

今の彼ら彼女らには、「この日本の現実の中でしっかり行政チェックをやり、住民に知らせ、住民の意向を自治体に反映させていくためには、議員はどれほどの活動をしなければいけないか、それを保障する物的条件は何か」という問題意識はない。

しかし、イギリスや韓国では、「議員をしっかりと働かせるためには、その物的保障をちゃんとしなければならぬ」という方向にこのように動いているのだ。

他の国でも、「議員がやるべき業務は本業の片手間でできる範囲では足りない」と考え始めているのなら、議員報酬は上がっていったはずである。

議員以外の一般住民の自治参加の比重が日本よりはるかに高いので、相対的に議員の比重が低いとか、自治体の住民数や議員1人あたりの住民数が日本よりはるかに少ない、とかの事情があって、議員がボランティアか低報酬だという事例は次の投稿で紹介するが、韓国について少し触れると、

1：第二次大戦後に日本から独立して「大韓民国」となったが、地方議員については、戦前の大日本帝国と同様に、無報酬の名誉職であると法律で定められていた。

2：朴軍事独裁政権発足の1961年軍事クーデターで、自治体の首長選挙も議会選挙も廃止され、地方議員選挙がされて地方議会が復活したのは、なんと30年後の1991年、首長選挙が復活したのは、なんと1995年になってからだった。（！）

3：韓国では、この「地方自治の30年余の空白」を埋めるべく、様々に意識改革・制度改革を進行させてる途上にある。

その一例として、1995年に「地方議員は無報酬」という文言が削られ、若干の「議政活動費」が支給されるようになったが、支給額は少なかった。

2003年の法改正で名誉職の規定も削除され、有給議員になる基盤が整った。

2005年の地方自治法の改正によって、1ヶ月単位での「手当」の支給が定められたため、現在は、「議政活動費」、「旅費」、「月決め手当」を支給されているということになる。

4：こういう経過を見れば、韓国では「議員の活動費と生活費を保障すべく議員報酬や手当を上げていく」方向に動いていることが分かる。

「韓国では議員報酬が低額だから日本の専門的報酬がおかしい」という「比較」は、事の本質を見ない「表層的比較」に過ぎない。

4：☆同列に論じれない「国民117人に1人が地方議員！」のフランス、専門委員設置の韓国、ほか

2005年4月の「総務省地方制度調査会」で出された『諸外国の議員定数・報酬』資料

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/No28_senmon_20.html

(第28次地方制度調査会第20回専門小委員会 平成17年4月25日)

を基にして、「諸外国では地方議員は無給か低報酬だ」という宣伝がしきりになされていますが、その資料でのイギリスの記述(ロンドン議会議員以外給与は支給されていない等)や韓国の記述は、「正しくない、古くなってしまった情報」でした。さらに新しい情報を追加します。

【「地方議員は原則無報酬」を喧伝されるフランスの実状】

1：■人口約6千万人のフランスでは、市町村議員が約51万人(人口120人に1人!)、県議会議員が4037人

(1.5万人に1人)、州議会議員が1880人(3.3万人に1人)いて、**地方議員の総数がなんと51万5917人!**

ただ、国会議員898人(上院321、下院577)の90%=808人が地方議員と兼職してるので(法的にOK)、「純粋な地方議員」は51万5109人となる。(51.5万人)

これは、■「国民約117人に1人が地方議員」だということ!! (6000万÷51.5万=116.5048)

人口約1億2千万人の日本の地方議員は、現在3万6449人、4月から3万5547人だから、3333人に1人。

(1億2千万人÷3.6万人=3333.33)

■日本の地方議員は国民3333人に1人だが、フランスは国民117人に1人が地方議員!

フランスの地方議員の人口比率は日本の28.49倍!≒29倍!! (3333÷117=28.487 なので)

■人口13万(市議府議合わせて24人)の門真市規模なら1111人が地方議員!!

(13万人÷117=1111.1 なので)

2：さらに、公務員はその身分を失わずに議員になれる(出向ないし休職扱い)

(地方公務員自己の勤務先自治体の議員にはなれないが)

(以上参考：<http://www.office-ijima.com/archives/2010/12/08042916.php>)

3：◆フランスの自治体は、市町村規模が日本と較べて超零細!

・フランスの地方自治体は「市町村」・「県」・「州」の三層制。

◆県は100、州は26あるが、市町村は3万6千を超える(!) 自治体総計3.6万。

ちなみに日本は、都道府県が47、市町村が1787(市783・町811・村193)で、合計1834である。

(2008年7/1現在)

◆つまりフランスは地方自治体の数が3万6千超で、日本の1834の約20倍もある!

4：しかも零細規模の市町村が多く、人口400未満(!)が半数であり、人口3500以上の市町村数は、全市町村数の7%を占めるにすぎない。(!) また、人口10万以上の市は36を数えるのみである。

人口13万人の門真市でも、フランスでは「大都市」だ!

(参考：<http://www.office-ijima.com/archives/2010/12/01042451.php>)

【韓国の実状】

1：韓国の議会には、「専門委員」と呼ばれる人々がいる。これらの人々は、議員ではない。議会の立法活動を支援す

る人々、いわゆる専門家である。

地方議会が立法活動をする場合、議員を構成メンバーとする委員会で実質的な審議をすが、この委員会の審議を補佐するのが、「専門委員」の役割である。

- 2 : この役割を果たすために、専門委員は行政に精通していなければならない、また、審議事項に関連する情報や資料も集めておかなければならない。専門委員は、こうした調査・研究も日常的にしている。
- 3 : 議会に住民から請願などがある場合、それを事前に審査しておくのも専門委員の任務であり、また、議会の立場に立って、行政をチェックし、その結果を議会の委員会に報告するというのも、専門委員の任務。
- 4 : ◆このように専門委員は委員の<頭脳>のような働きをしているため、一般には給与も高く、人数もかなり多い。
 - ◆「広域自治体」(7つの大都市と9つの道：日本の都道府県や政令都市に該当)では、議員数が20人以下のよう非常に規模小さい自治体でも5人の専門委員を配置できることになっている。
 - ・・・◆＝議員4人に1人以上の高給専門家配置！
 - 「基礎自治体」(230。日本の市町村にあたる)も、ある程度の人口を抱えている自治体では、4～5人の専門委員を置くことが可能である。
- 5 : 専門委員は、最近までは首長任命の議会事務局機構に組み込まれていたが、2006年の地方自治法の改正により、議会の委員会に所属することとされた。いわば、純粹に議会の機関になった。
 - ◆これにより議会の独自性が高まり、行政に対する議会のチェック機能が増強された。

※日本の場合、こういう「議員共通スタッフ」のような人員配置はもちろんない。

議員自身が全てやらないといけない。特に単独議員の場合は全部1人でやらないといけないのできつい。

(真面目な議員にとっては) (参考：<http://www.office-ijima.com/archives/2010/12/28042449.php>)

つまり、

■フランスでは「国民117人に1人が地方議員！」であるほど、地方議員の数が多く、

(人口13万＝市議府議合わせて24人の門真市規模なら1111人が地方議員！！)

地方自治体の数は3万6千超(日本の約20倍)で、人口3500以上の市町村数は7%しかなく、人口400未満の町村が半数を占める。(まさにコミュニティ＝共同体)

■韓国では近年議員報酬を上げている上に、行政に精通して議員の「頭脳」の役割を果たして調査研究や報告書作成までもする「専門委員」が、議員4人に1人程度の割合で公費で配置されている。(議員共通スタッフの公費配置)

こういう、日本と全然違う事情があるのに、それを無視して「日本の地方議員報酬が高額すぎる！」だとか言うのは、筋違いも甚だしい。

「地方議員はボランティアが世界の常識だ！」という主張に至っては、意図的デマ宣伝だと言わねばならない。

次に、「市民の議会参加が半端じゃないイギリス」について書こうと思っていたが、竹下先生の本を読むと、日本との違いが「想像を絶するほど」すごいので、別途投稿する事にしました。

最後にアメリカの事だけ、ちょっと語ります。

たしかにアメリカでは、▽議員処遇はパート並みと安い、所が多いのだろうし、地方議会の定数も少ないように思います。

ただ、全米初のゲイの市議となったハーヴェイ・ミルク(ロサンゼルス市：1977年初当選、78年に殺害された)を描いた映画「ハーベイミルク」を見たところでは、当時人口300万人近いはずのロサンゼルス市で市議はたった10人くらいしかなくて、「スーパーアドバイザー」という肩書きでした。

普通、英語で市議会議員は「city council member」(シティカウンスルメンバー)、「city councillor」(シティカウンスラー)、「city councilman」(シティカウンスラー)というようです(council＝カウンスル＝議会)が、映画では言語でも字幕でも「スーパーアドバイザー」と呼んでいたのが、普通の市議会議員とロサンゼルス市とは違うのかもしれません。

ともかく、そのロサンゼルス市議になると、市庁舎内に広いオフィスが与えられ、公費で秘書を5人くらい雇っているような感じでした。

ほかにもアメリカの自治体議員の場合は政策スタッフが公費で配置される、と聞いたことがあります。

また、イギリス譲りの住民自治伝統の上に「西部開拓史」(先住民虐殺侵略史)を持つアメリカですから、住民自身が自治を行なう強さはかなりのものだと思うし(その分議員の比重が軽そう)、州ごとに憲法を持って法律も全然違う「合州国」ですから、議会・議員のありようは、非常に様々だろうと推測されます。

いずれにしても、議員が無給・低報酬で、▽市議会は平日の夜に開かれる、▽サラリーマンでも議員になれる、であれば、本業の片手間の範囲でしか議員としての活動は出来ず、それでよとして社会的合意が形成されていて、その分、住民自身の参加やチェックが働いていたり、行政制度設計自体が日本とは違っているだろう、という事です。

「サラリーマンでは議員活動が出来ない」、「議会は平日日中のみ」、「住民は議会で発言できない」、「公費のスタッフがつかない」等々の日本で、「地方議員はボランティアか低報酬でやれ！」と叫ぶ人々って、「大和魂があれば米英に勝てる！」と叫んだ人々と同然の「精神主義」ですね。

行政チェックをどうやって果たすか、住民自治や議会機能をどうやって高めるかは全く関心を持っていない事がよく分かります。

既存議員への不満や不信はもっともですが、こういう短絡的考えを正義だと思ひ込むのは大きな勘違いです。

5：★「想像を絶する」英国流:極小自治体・全世帯に事前に議案配布、住民も審議参加で！

イギリスの地方自治の専門家、竹下譲（ゆずる）先生の本を読んで、イギリスの自治体・議会の実態が、日本人からすれば想像もできない程に違う事に驚き仰天しました。極く端的に示せば、こういう事です。

- 1：イギリスの自治制度は、「カウンティ」（県）・「ディストリクト」（市）・「パリッシュ」（町村）の3層制になっている。（「パリッシュ」は教会の「教区」が起源になっているらしい。ウェールズでは「コミュニティ」と呼ばれている。）
- 2：イギリスの地方自治体の基盤は「パリッシュ」と呼ばれるもので、英国人は「タウン」や「ビレッジ」とも言う。日本の「町・村」に相当するが、人口500人前後（「世帯」じゃなくて「人口」が！）のものが大多数。（！）数千人とか1万人を越える大規模パリッシュが「タウン」で、それ未満が「ビレッジ」（門真市で「人口500人前後」と言えば、中町：698人、桑才新町327人など。人口3477人の新橋町などは「パリッシュ」7つ分だ！）
- 3：例えば人口約11万人のウインチェスター市（ディストリクト）内に50近いパリッシュがあり、それぞれのパリッシュ議会が住民の意向をまとめ上げ、それを市や県カウンティ）に伝えている。（→1パリッシュ平均2200人
◆人口13万人のウインチェスター市議会の議員定数は57人！（人口13万人の門真市は22人だけだが・・・）
- 4：そのパリッシュごとに議会が設置され、人口500人前後のパリッシュでも議員は5人～9人ほどいる。（門真市の445人の中町に単独で議会があって議員6人、327人の桑才新町にも議会があって議員5人、と考えてみれば、日本との違いの大きさが分かる！）
- 5：ウインチェスター市の例（1パリッシュ平均2200人）からすれば、人口13万人の門真市なら59パリッシュ！「人口500人前後のパリッシュでも議員5人～9人」だから、2200人のパリッシュなら、議員数が最低でも10人はいるはず。（実際にはもっと多いだろう）
◆とすると、イギリス流ならば門真市ではパリッシュ議会の議員だけで590人！
◆これに「門真ディストリクト」（市）の議員（人口11万人のウインチェスター市で市議57人だから、最低想定でも60人！）を加えただけでも650人！
◆本当は、これに「門真ディストリクト」（市）が属する「大阪カウンティ」（県）への選出議員も加えないといけないが、イギリスでウインチェスター市が属するカウンティ（県）議会への議員選出数が分からないので、その分は略するが、要するに、イギリス流地方自治では、「門真市の人口規模の地域には地方議員は660人を優に越える人数がいる！」ということだ。
- 6：パリッシュ（町村）議会の議案は、議員に渡すだけでなく、議会の1週間ほど前に住民全世帯にも渡される！！全世帯に議案書配布！ 住民はその議案を読んで議員に意見を伝えるだけでなく、議会に出席して意見を述べるのが普通である！ 住民が採決に加わる議会さえある！（パリッシュより規模の大きいカウンティ（県）やディストリクト（市）の議会でも議会の前に「全世帯配布」かどうかは不明だが、住民に議案が示され、住民や他議会の議員が発言できる事は変わらない）
- 7：夜間開催議会が多いのは、事前に議案を知って意見を持っている一般住民が参加しやすくするためであり、日本のように議案の事前配布も受けず、議会で発言も出来ない市民への単なる見物傍聴のためではない。
- 8：パリッシュ（町村）であれカウンティ（県）、ディストリクト（市）であれ、議会では議員どうしの丁々発止の議論が闘わされた上で採決が行なわれる。
- 9：「パリッシュ」より上のカウンティ（県）、ディストリクト（市）の議員だけで、人口約6000万人のイギリスで約2万3000人の地方議員がいる。
◆いわば「都道府県と大大都市の議員だけでも人口2600人に1人の議員」であり、日本の「都道府県市町村の全部の地方議員合わせて3333人に1人の議員」と比べて地方議員数の多さは日本と隔絶している。

※人口11万人のウインチェスター市議会の議員数は57人らしい ↓

<http://translate.google.com/translate?hl=ja&la> 【URL 短縮沸:G-BOARD】 t

.....↑以上見たようにイギリスは、

A：「門真市人口規模の所に（選出府議該当分を除いて）地方議員が 650 人もいる」（！）くらいの、地方議員人数の圧倒的
多さ。（13 万人都市なら、パリッシュ議員最小推定 590 人、市議 60 人）

B：住民自身も議案配布を受けて議員と同じような情報と発言権を持って議会に臨む。

・・という社会制度の中で、「議員は基本的に名誉職で低報酬」とされてきたのであり（たしかにこんなに議員が多くては議員に報酬を出すのは予算的に無理）、それでも近年は（パリッシュより上の議会だろうと思います）地方議員の報酬がどんどん上げられているのです。

■こういう社会状況を知らずに（無視して）、「イギリスでは地方議員は名誉職で基本無報酬だ！日本も無報酬にしべきだ！」と言い募ることが、如何に間違いであるか、筋違いであるか、明らかでしょう。

以下には、より詳しく知ってもらうために、竹下先生の説明を示します。

地方議員の人数・報酬の事だけでなく、イギリス流の「議会制民主主義」が、実は「直接民主主義に近いもの」であり、日本の議会民主主義と大きく異なっている事を押さえて下さい。

（戸田も、ここまで違うとは想像もしてませんでした）

<市民が議会で議論するイギリスの地方議会> <http://www.tkfd.or.jp/admin/files/%5B1%5D.pdf>

竹下：

民主主義には、間接民主主義と直接民主主義と二つあって、議会制民主主義は間接民主主義に属するという議論があります。決してそうではないというのが私の発想です。

私は 42 年間ほどイギリスの政治を研究しています。イギリスの本もいっぱい出しています。イギリスは議会制民主主義の国としてよく知られています。が、同時にまさに直接民主主義の国です。間接民主主義の国ではないです。

イギリスでは、議会制民主主義が直接民主主義を補足するものと考えられています。ただ、たぶん皆さんの多くが考えている直接民主主義とイギリスの直接民主主義の概念はまったく違うと思います。

多くの皆さんが考えている直接民主主義とは、住民が直接物事を決定するという事だろうと思います。

しかし、イギリスではそうではありません。そういう住民投票をするということもごく稀にはありますが、長い伝統的と理論的に確立されてきた直接民主主義の考え方は、そのような直接的な行動で示されることではありません。

住民投票というのは感情の政治であるとイギリス人は考えます。

人間がどんなに理性的に物事を判断したとしても、一方的に誰かから情報をもらって、その情報だけに基づいて判断をしてイエスか、ノーの投票をする。これはどう考えても、やはり理性的ではなく、感情だとイギリス人は考えます。

それに対して議会というのは、いつも議論をするところである。イギリスの議会はたしかに議論をします。

議論をするから、その中でメリットもデメリットも全部浮上ってくる。全部浮き彫りになってくる。その上で最終的に物事を決定するから、議会制民主主義のほうがいいと結論付けた。

その議論に住民の参加が原則的には自由ですね。日本でいう県議会ぐらいまでの規模の議会には住民が参加して、意見を言う時間が与えられています。

小さな市議会になると、市民が自由に参加して、そこで意見を言い、そして投票すらできるところもあります。

今回の調査で訪れたソルタシュという南イギリスの人口 15,000 人くらい町の議会では、議員は 10 人ですが、市民は 20 人くらい参加しています。そこに外国人の私も参加できる。

そして、議会の会議途中でいきなり私にスピーチの指名が来る。10 分間時間を与えるからスピーチをしてくれとお願いされる。そういうような形で、市民はいつでも自由に発言できる。だから議会の運営というのは臨機応変です。

日本の地方議会のように議事次第書に従って形式的にピシッと決まった運営をするものではありません。

終わりの時間が決まっている議事運営をするのではなくて、終わりがいつになるかわからないというような議事運営をします。

その際の原則は、市民が参加して、市民が自由に発言して、市民がそこでいろいろな議論ができる。

ただし、市民のしっちゃかめっちゃかの議論をいっぱいして、最終的に決定するのは市民の代表である議員です。

それがイギリスの自治体議会であり、本来の日本の地方議会の姿です。

議会制民主主義の一番のキーポイントとは議論にあります。活発な議論のためには、市民の意見を全部そこに取り込んでいく仕組みが必要になる。

それには必ず情報を全部市民に流して、住民はいつでも議会に参加できることを約束する。これがイギリスの地方議会の基本になっています。

だからこそ直接民主主義を基盤にした議会制民主主義であると言うことができるわけです。

<本（地方議会 その現実と「改革」の方向）からの抜粋>

- 1 : 1991 年の調査では、60%近いパリッシュの議会が、住民の随時の発言を認めていた。
人口規模が大きい「タウン」の場合は、特別の発言時間を定めているが。
- 2 : 治安維持のための警察官を持つこともできるようになっている。我々日本人は、こういう権限は全て中央政府が法律で定めたものと思いがちであるが、イギリスではそうではない。
パリッシュ自身で法案を作成し、その法案を国会議員を経由して国会に提出し、認められたもの、いわば、パリッシュ自身で獲得した権限であることがほとんどである。
- 3 : (パリッシュは) ディストリクト (市) が都市開発計画上の許可をする場合には、パリッシュに協議しなければならないという法律上の協議権を獲得した。
中央省庁がパリッシュに関連がある政策を決める場合には、パリッシュの連合組織である全国組織に、事前に協議しなければならないという権限も獲得した。
日本の地方自治体にはとても想像もできない力を、イギリスの小さな、本当に小さなパリッシュが発揮している。
- 4 : 住民は、身近なパリッシュの議員を通して、さらにはパリッシュ議会に出席して自分自身で、カウンティ (県) やディストリクト (市) の施策に、さらには中央省庁や公的機関の施策に、意見を述べる機会が公的に与えられた。
- 5 : ディストリクト (市) の議会～開発規制委員会～では、開発許可の業務を取り扱っている職員の説明を聞くことから審議が始まる。
 - ・ ・ ・ 日本の議会審議では、この職員の説明だけで意見の聴取は終わるのが大半であるが、イギリスの議会では、ここから意見の聴取が始まる。パリッシュ議会の代表議員の意見を聞くという過程が始まるのである。
 - ・ ・ ・ それに加えて、住民の意見をもう一度聞く、というところも多い。
 - ・ ・ ・ さらに、開発業者の意見を聞くディストリクト議会も多い。
- 6 : こうした意見聴取の後、ディストリクト (市) 議会の議員の間で、丁々発止の議論が始まる。
この議論は、・ ・ ・ かなり時間がかかる。1日で終わらないこともしばしば。
そして、メリットとデメリットを全ての議員が理解し、住民も理解した上で、最終的な結論をディストリクトの議員が下す。これが、イギリスの地方議会の一般的な審議風景である。
- 7 : イギリスでは、議会制民主主義といえ、住民の意見を聞くことが前提となっているのである。
日本流の議会制民主主義はいわば議員に特権を与えるものであり、・ ・ まさに「間接民主主義」の典型的なパターンだといえることができるが、イギリスの議会制民主主義は、逆に住民の意見を聞くところに重点が置かれている。
 - ・ ・ しかも、その審議は、議員が議論を重ね、時間をかけて、様々な方向から検討した上で、結論を出すようになっている。
- 8 : その上、パリッシュ議会は素人の発想で審議している。
素人の目で、開発が自分達に有意義かどうかを判断しているのである。
こういう審議であれば、住民も気軽に意見を言うことができる。しかも、事態を素人なりに理解することができる。
- 9 : パリッシュの議会や役所、そして議員に、住民は非常に近付きやすい。
県やディストリクト (市) などの広域の地方団体が担当している業務は、・ ・ ・ 専門知識が必要で、素人にはさっぱり分からないというものが多く。
しかし、パリッシュはそうではない。パリッシュ議会で論議されていることは、素人である住民にも十分に理解できる。
そして、このパリッシュ議会の結論がディストリクト (市) 議会に持ち込まれ、その議会の理解を助けるといえる。
(・ ・ ・ 以上、P 281～286)
- 10 : パリッシュは自治体だからといっても、業務として画一的に決まったものはない。
いかなる業務を遂行するかは、それぞれのパリッシュ自身が決めている。(P 279)
- 11 : 住民に対するサービスは何もしていないパリッシュでも、ディストリクトや中央省庁などとの協議だけは、ほとんどのパリッシュ議会が実際にやっているようである。
- 12 : パリッシュでは、議会の審議だけでなく、住民総会が行われているということが多い。
小規模のパリッシュでは、議会が設置されていないところもある。パリッシュの決定はすべて住民総会で行われているわけである。(P 286)
- 13 : 2000 年に大ロンドン市で初めて市長選挙が行なわれるまで、イギリスには公選市長はいなかった。
(大ロンドン市以外では、2002 年に 11 市・区で市長選挙がされた)
それまで「市長：メイヤー」と呼ばれてきたのは、市議会の議長だった。(議員内閣制による地方自治)
中央政府は (労働党政権時代) 市長公選制を広めようとしたが、国民の大多数は市長に強い権力を与えるのを好まず、市長公選制はそれ以上は増えなかった。
(P 293～概要)
- 14 : 日本では、中央政府が新しい施策の法律を制定して実施しようという場合、担当省庁が法案の原案を作成し、関係省庁と協議して調整をはかった上で政府案を作り、それを国会にかけるとするのが普通である。
 - ・ ・ ・ 国民はその状況を全く知ることができない。

イギリスの場合は、・・・担当省庁が原案を作成するという点では同じであるが、それ以降の手続きが違うのである。

通常は、真っ先に、これを国民に公表する。他省庁に相談せず、国会にかける前に、国民に公表し、その意見を聞くのである。しかも、2度、3度と・・・。

最初の公表は・・・「グリーンペーパー」と呼ばれ・・・、書店で販売され、図書館でも、インターネットでも見ることができる。・・・この「グリーンペーパー」に対して、国民は意見を言うことができ、国民の意見は担当省庁に届けられる。

そして担当省庁は、国民の反応を見て、その原案を修正し、それを再度、公表する。この修正案を「ホワイトペーパー」と呼んでいる。

この「ホワイトペーパー」に対しても、国民は意見を言うことができ、その意見をもとにして、またまた、法案が修正されるというのが普通である。

こうした過程を経て、初めて政府案としての法案が作成され、国会に提出される。

15：国会審議の段階でも、国民に逐一、しかも素早く、正確に知らされる仕組みになっている。

国会で審議されている法案の内容は、このように、法案を修正する過程の公表によって、国民に熟知されているため、国会議員も法案に対して単純な質問などすることはできない。最初から法案の問題点を追及するのが一般である。

16：「私の支持者達は、ホワイトペーパーの段階で、かくかくしかじかの意見を提出したはずであるが、法案には全く反映されていない。どうしてか」というような追及をし、守勢案を出すことが日常的にみられる。

新聞も、重要な法案に関しては、こうした国会の審議内容を細かく報道している。

17：しかも、国会では、個々の議員に法案の修正権がある。

このため・・・、1人の国会議員を口説きさえすれば、・・・法案の修正を申し立てることができる。

・・・特に、地方自治団体の場合、地方自治関連の法案に対しては、「グリーンペーパー」や「ホワイトペーパー」の段階で意見を言うのはもちろんのこと、国会の審議で、必ずと言ってよいほど、修正案を出している。

・・・そして、ときには、原案がひっくり返ってしまうこともある。

たとえば、・・・1972年の地方自治法は、その法案の段階では、パリッシュの廃止を目指していた。

しかし、国会の審議過程で、パリッシュが、国会議員の口を経由して、300の修正案を矢継ぎ早に提出し、最終的には、廃止されるどころか、大幅に権限を勝ち取ったのであった。

その背後に、世論の支持があったことは、言うまでもない。 (以上、P274～276)

◆「イギリスの民主主義」って凄いですね！

日本社会からしたら、まさに「想像を絶する」深さです。

6：■結語：「議員には部課長級の生活費報酬＋一定の調査広報費」を原則に現実対処すべき

この間いろんな本を読み意見を聞きつつ一連の考察を書いている中で、戸田の考えもはっきりしました。今後はこれを基本原則として世に訴えていこうと思います。

■1：自治体議員への金銭支給については、

(1)「生活費的報酬としてその自治体の部長級の金額」

(2)「議員の調査広報活動を一定の限度内で保障する金額」

の2本立てで行なうべき。

■2：4年ごとの選挙（議会解散等以外では）で一定数以上の有権者の付託を受けなければ就任できず、選挙で落ちれば退職金もなく職を失う特別職であり、就任中は住所電話番号まで公表して24時間365日公人としての責任を負い、広範囲な行政のチェックや種々の法律制度の調査研究・政策提案・市民相談・市民への情報提供や啓発をすべき職責を持って（多くの場合は家族を支えて）生活を立てる事からすれば、その生活費的報酬は、その自治体の部長級の金銭で遇される事を基本とすべきである。

- 3 : 複雑多岐に渡る現代の行政をチェックし改善向上させていくためには、議員が種々の調査研究をしてそれに当たると共に、行政の実状や問題点を広く住民に情報提供したり啓発したりして住民の知見を高め、住民参画を促していく活動が不可欠である。

また、住民に種々の問題点を含む情報が分かりやすく提供される事によって、議員は住民から活発で効果的な「公聴」を行なう事ができ、さらに住民からの情報提供や通報が促されて行政への「調査研究」も深く行なえるようになる。

こういった効果を持つ議員の広報活動は、それを行なうのにほとんど必ず各種費用が発生するのであるから（ビラほか宣伝物・HP更新・宣伝用器材・スタッフ等々）、少なくとも一定限度内で議員の業務活動実費が保障されるべきである。

なおこの実費については、その支出の正当性を担保するために領収書の提出と公開の制度によって一般住民からも検証を受けるものとする事は言うまでもない。

補足1：自治体議員の場合、公務員や会社員と違って、議員年金共済の強制掛け金の報酬からの天引きが非常に多額であ

って（報酬月額 59.4 万円、期末手当と合わせた年間報酬が 1008.612 万円の門真市で年間 136.74 万円、月平均 11.395 万円もの天引き！）、

また多くの議員の健康保険が国保なので、この天引き額も大きい。（戸田で毎月の国保年金天引きが8万2000円強）

※なお、自治体議員の年金制度の終結によって、この天引きは今年6月から廃止される予定（国会状況で多少の遅れはあろうが）。

補足2：「その自治体の部長級の金額」として、具体金額を書かなかったのは、自治体ごとの事情によると考えたから。ちなみに、人口13万人強の門真市では現在、部長手当も含めた部長級の給与は月額50万円前後だが、議員報酬は月59.4万円で部長級金額を上回っている。

補足3：現実の行政を改善していくためには、議員独自の観点からする住民への情報提供・啓発宣伝が不可欠であるにも拘わらず、現状の「政務調査費」規定においては「調査研究」に重点が置かれて「議員からの広報」への保障は軽視されている。

また市民オンブズのは大半は教条的に「調査研究費」限定に拘り、「議員からの広報」を「選挙当選目当ての保身的宣伝や政党の宣伝」で「エゴ的行為で公益性が無い」と決めつけて敵視している。

この背景には、政務調査費の法的確立にあたって、議会側からは「議員活動費」として法定化を要望していたのに、国会では突如「政務調査費」として法案提出され、ろくに審議されないままに法制定されたために、各議会の支出基準で「広報費」も認めている議会側と、「政務調査費」である以上は調査研究費用に限定すべきとする市民側の認識に齟齬を生じている上に、政務調査費を全く不当不正に使用して不埒な議員が各地に存在したため、市民側に多大な不信を与えてしまった事がある。

しかし、行政という大きな「お上」組織を問題意識を持った議員が正していくためには、問題点を熟知した議員が市民に働きかけて市民と協同して正すことが不可欠なのであって、それは決して「調査研究についての一定の実費保障」をするだけでは全然カバーされないものである。

「政務調査費」の名称を法的に「調査広報費」に変え、議員による広報啓発活動の位置づけを法的にも強化すべきだが、そこに至る過程として現在においても政務調査費の中に「公聴・広報費」をしっかりと位置づけて、市民の理解を広げる事が必要である。

補足4：自治体議員の報酬を規定する原理原則や法的根拠は確立されていないようである。

戦後できた「国会法」の第4章「議員」の第35条の規定に、「議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける」（＝中央省庁の事務次官級の給料を下回らない）と定められたので、それを拝借して自

自治体議員に当てはめられ、多くの自治体では「部長級の金額」にされて現在に至っているようである。

国会議員の場合は、「文書通信交通費」や「公設秘書費」、「JR 全線無料」（航空機は月4往復分無料）、国会議員の所属する政党や政治団体に「立法事務費」、など、種々活動経費も規定されているが、自治体議員にはそういう規定が全くされて来なかった。

唯一、1953年に国会議員に「立法事務費」が支給される事になった事を援用して、自治体議員に活動費を補助する事が都道府県・大都市から広がっていき、それが2000年の地方自治法改正で初めて「政務調査費」として創設されたものである。

ただし、前述のように出来上がった「政務調査費」は、自治体議会側が求めた「議員活動費」とはかなり異質のものになっていた。

補足5：自治体議員の報酬が、こういう「確たる位置づけが不明なままで」決まってきた経過を捉えて、市民派議員の中には、「自治体議員の報酬はいかにあるべきか、市民に論議して決めてもらうべきだ」と言う人もいるが、戸田はこれに強く反対する。

こういう「市民の判断に委ねます」という言い方は、「良心的」に聞こえるかもしれないが、議員として頑張ってきた自分の判断を言わず、「橋下・河村・阿久根現象」に沸き立つ間違った市民意識（議員はボランティア・少人数で十分！という）と対峙する事から逃げて「いい子」になっているだけだと思う。

今の議会や行政の現実を知っている議員、その問題点を指摘し改善させるためにと闘ってきた、金持ち資産家・タニマチ付きでない、普通の市民上がりの議員であれば誰でも、家族を含めた生活保障の報酬と、調査研究はもちろん、住民に問題を知らせて参画を促す活動の費用も必要である事が、痛いほど分かっているはずではないか。

生活費だけの会社員給料と議員の収入の区別も分からず、投票する有権者が多いからこそ当選＝就任する議員と辞令一本で登用解職出来る会社役員との異質性もわきまえず、有権者への情報提供と意識向上によって低劣議員を本当に淘汰する道筋も行政を本当に良くしていく道筋も考えず、門真市例では一般会計予算の0.47%に過ぎない議員人件費で何百億円もの市行政全体とその将来の浪費をかるうじてチェックする「防波堤の一穴」を大切に育てようという見地もなく、ただただ「コスト削減こそ正義だ！」、「議員が庶民より多い金をもらうのは許せん！」という憤懣的熱狂に駆られている「市民」の状況をそのままにして、やるべき啓発や事実呈示もせず、「市民の論議に委ねる」のでは、現状よりもっと悪くなるのは明白である。

戸田はそういった無責任な対応はすべきでないと思う。

行政議会の改革改善を真剣に実践してきた「真剣議員」の側から、はっきりと、議員の報酬や活動費の支給はどうあるべきなのかの考えと事実を明示し、方向性を打ち出し、住民に一定の啓発を行なった上で「市民との論議」をするべきと考える。

戸田が打ち出す基本方針は、■1、■2、■3、である。

補足6：「調査広報費」の具体金額を出さなかったのは、行政の規模による差がどうしてもあると考えたからだが、戸田の感覚では、人口13万規模の門真市なら月15万円を上限にするくらいが適切ではないかと思う。

（門真市の場合なら、現行の月額が「議員報酬59.4万円+政務調査費4.5万円=63.9万円」で、「戸田提起方式」にすると「議員報酬50万円+政務調査費15万円=65万円」（上限で）で月1.1万円（年12.1万円）の増加だ

が、報酬減月9.4万円の影響で期末手当が年46.812万円も減少するので、年間では34.712万円の減少になる）

門真市で月上限15万円の「調査活動費」が保障されれば、かなりの十分な調査研究、視察広報ができる。

（使い切れない議員はその分を返却する）

政令指定都市や都道府県という大規模行政のチェックをしっかりとやるためには、単独無所属議員でもバイト事務員くらいは雇えるようにする事も含めて、月上限50万円くらいは必要だと思う。

一方、小人口自治体でも一定の費用はかかるから、それは適切に保障し、例えば

- ・人口1万人未満でも上限月5万円、
- ・人口1万人～5万人規模で上限8万円、
- ・人口5万人～10万人規模で上限10万円、
- ・人口10万人～20万人で上限15万円、
- ・人口20万人～30万人規模で上限20万円

- ・人口 30 万人～40 万人規模で上限 25 万円
- ・人口 40 万人～60 万人規模で上限 30 万円
- ・人口 60 万人～制令都市未満で上限 35 万円
- ・政令指定都市と都道府県が上限 35 万円～50 万円

というように決めたらいいと思う。

(こういう一律的決め方が地方自治に反する、という論もあるが)

補足 7：現在の議員報酬は扶養家族の人数とかに全く関係なく全員一律金額になっている。

(寒冷地の寒冷期間の生活に不可欠な暖房費なども無い)

イギリスではどの自治体でも、小さな子供も持っている議員には、子供を預けるための費用を交付されているのだが、日本でもこういう加算を考えたらどうだろうか？

(部長級の報酬金額がある議員には必要ない、という見方もあろうか)

補足 8：■「議員の報酬は一般労働者の平均賃金と同じであるべきだ」という論がある。

これは、マルクスが 1871 年に起こった「パリコミュン」の闘いを記述した中で社会主義に向かう労働者人民の闘いが持つべき機構として「コミュン」を定式化し、「コミュン原則」として社会主義・共産主義の原則を抽出した中の重要事項のひとつであり、以降ロシア革命での「ソヴィエト」にも引き継がれ、長らく「左翼にとっての規範」になって来た原則である。

が、戸田は現代の(少なくとも資本主義社会での)議員報酬活動費においては、もはやこの「マリコミュン原則」から脱却すべきだと確信する。

「脱パリコミ原則」である。

パリコミュンと何であり、その「議員」の仕事とは何であったのか？

パリコミュンは民衆が蜂起して誕生した革命政府であり、外敵プロシアからパリを守りつつ、既存のブルジョア王制・帝政の勢力とその社会支配機構を粉碎する、世界初の労働者階級の自治による民主国家であった。

そこにおける「議員」とはプロレタリア革命の戦士活動家であって、従前の支配機構・法制度を破壊して新たな革命社会の機構・法制度を構築し、革命の方向を協議し、民衆とその軍事力を革命のために動員する集団的司令部の一員達であった。

現代日本社会のような確立されて久しい中央集権官僚制機構の中での自治体議員が置かれている社会状況は、パリコミュン議会とは全く違うし、ロシアのソヴィエト代議員やその類型とも全く違う。

現代日本社会において、「議員の報酬が一般労働者の平均賃金と同じ」であれば、その議員が出来るのは一般労働者が個人的に購読消費するのと同額程度の資料代だけ支出するのが精一杯で、あとは行政からあてがい扶持の資料で調査研究するしかない。

せいぜい頑張っても、「意識の高い市民」が仕事の合間にやっている社会運動と同じ程度の金銭労力の支出範囲でしか、「議員活動」が出来ない。

次々に新しくなっていく行政関連情報を理解するための多様な資料購読や研修会合の費用も賄えないし、住民に情報を掘り下げて伝える通信の発行発送をする事も出来ない。

しかしそれでは、自治体議員として行なうべき行政チェックも調査研究も、住民への暴露や啓発も出来はしない。

つまりは有権者からの付託に応えるだけの活動が出来ない。

(特に「ラクチン与党議員」でなく行政を追及する野党無所属議員の場合は！)

補足9：また「議員の活動費は(生活費も)カンパで集めろ」＝「必要な献金を集められない程度の支援しかない者は議員をするな」という論に対しても戸田は断固反対する。

この論では、資産家・本業持ち・タニマチ持ちしか議員になれず、「普通の市民が議員になる」(最も譲っても「普通の市民でも議員になれる」という民主主義の基本原則を破壊するものである事は、多くの人が指摘するところだ。

さらに別の角度から言うと、この論は、市民から吸い上げた税金によって議会制度を作っておきながら一般市民が自分らの代表者代弁者を議員にしようとするればさらに「自己負担で金を出せ」、と多額の2重負担を強制する不条理である。

「みんなのために」と謳って税金を投じて立派なシステムを作るが、「金の無い者には実際には使わせない」という事であれば、それは民主主義のシステムではない。

また議員として活動しようとする者にすれば、献金集めに多大な労力を取られ、献金者の意向によって自分の死活を握られてしまい、献金するゆとりのない大多数の人々の意向や、社会全体の公益は軽視していく傾向に不断に晒されることになる。

補足10：「政治献金は広く薄く個人から集めるのが正しい政治だ」という論にも、戸田は最近大きな疑問を感じている。

戸田自身もそうだが、「社会的責任感の高い市民」であれば、労働運動であれ、市民運動、環境運動であれ、自分が活動して使う金が必要だ。

その上に、自分が直接参加はしないがカンパしたいものがいろいろあるし、いろんな縁が出来る。里親運動あり、国際連帯運動あり、人道支援あり、情報誌購読あり・・・。

議員や政党政治団体支援にしても、自分の自治体の頑張る議員はもちろん、都道府県議会の頑張る議員、よその自治体の頑張る議員あり。

国会議員にしても地元議員あり、比例区議員あり、他の議員あり・・・。

こういった「社会的に有意義な活動」の全てに普通の市民がカンパを出して支える事は、実際には不可能なことだ。

だからせめて個々の議員としては、国会議員に較べればずっと安い金で活動でき、そこそこの金で済む自治体議員くらいは、献金無しで公費だけで済むようにしてくれよ、献金に頼らずに公費を使ってバリバリ活動出来るようにしてくれよ、と考えるべきではないだろうか。

社会的意識の高い一般市民が金を出すのは、自分の活動と種々の団体や運動へのカンパ、あとはせいぜい国会議員への通信費カンパくらいで済むようにして欲しい。

・・・この結語で締めるこのスレットの戸田投稿文をもって、「自治体議員の報酬に関する正しい認識」とりわけ「議員はボランティアか低報酬でやれ論を真っ向から粉碎する理論形成」が完成したと考える。

ここまでの実践的な考察論文は、日本で戸田が唯一作成したものである。

我ながらたいしたもんだと思う。

7：・「議員はボランティアでやれ！」と騒ぐ輩のテタラメさを斬る！重要な新スレッドを開始

だいたい、「他人に自己犠牲を説くヤツはまがい物」と見ておいて間違いないですが、調べてみると「やっぱり」の連中ばかり。そういう「主導者」達は、予想通りに「金持ち・経営者・献金長者」達ばかり。

その扇動に「政治不信と閉塞感」をもっている「庶民」が煽られ追隨している、というまさに「絵に描いたような構図」です。

そしてそういう「河村信者」のような「庶民達」は、実は「議会の機能を向上させよう」なんて事は全く考えていない（人が圧倒的多数。以下同様）

●国会や県議会（本会議だけだが）はネット中継でも見れるのに、地元の議会で何を審議内容は2～3ヶ月後に

議事録が公開されるまで市民には分からない所が多いが、そんな事には全く関心を持たない！

●その議事録を見たところで、各議員の賛否行動は全く書かれておらず、市民に隠されている＝「市民は議員への判断材料を不当に奪われている」事に何も関心を向けない！

●市HP（時期遅れにせよ）議事録が読めるのに、それは全く読まず、どの議員が頑張っているか、どういう追及をしているか等を知ろうともせず、関心も持たず、「議員はみなロクなヤツじゃない」という思い込みで嫌悪している！

・・・「怒れる庶民」の実状は、こんな場合がほとんどです。

- ・生活費だけの「会社員給料」と「議員の収入」の異質性も考えない、
- ・投票する有権者が多いからこそ当選＝就任する議員と、辞令一本で登用解職出来る会社役員との異質性も考えない。
- ・有権者への情報提供と意識向上によって低劣議員を本当に淘汰する道筋も、行政を本当に良くしていく道筋も考えない。
- ・門真市例では一般会計予算の0.47%に過ぎない議員人件費で何百億円もの市行政全体とその将来の浪費をかうじてチェックする「監査機能」を大切に育てようという見地もない。
- ・ただただ「コスト削減こそ正義だ！」、「議員が庶民より多い金をもらうのは許せん！」という憤懣的熱狂に駆られている。

・・・・・・というのがほとんどの「怒れる庶民」の状況です。

彼らが鵜呑みにして思考停止に陥ってしまう宣伝文句は、以下のようなものです。

- ▲地方議員はボランティアでやるべし！ 議員報酬を廃止して保護司や民生委員らと同じく無給とすべし！
- ▲議員活動のためには必要経費は、自分で寄付金で集めるべきし！
- ▲日本の民主主義が成熟しない根本原因は、議員が税金で身分保障されているからだ！
- ▲「政治の職業化」が住民の行政への参画の意欲や機会を阻んでいる！
- ▲中小企業の人の平均年収と同じくらいのサラリーでいいという人が議員をやれば、「あんな給料でこれだけやってくれるなら」と、議員への寄付も集まるようになる。
- ▲議員をボランティア化すれば、個人献金はおのずから集まる。
- ▲報酬を減額されれば、議員も遊んでいられず働くようになり、税金の効率的な使い方目向けるようになる。
- ▲日本で個人献金が根づかないのは、国民が既に税金で払っちゃっているから。
(議員の給料も、政党交付金も税金)個人献金まですれば、二重払い、三重払いになってしまうから。

外国では議員が商売として政治をやっているのじゃないと知っているから献金する。

▲日本の議員の給料は世界一高い

.....等々。

この冒頭投稿の最後に、かつて「庶民がナチスに熱狂した」ことについて触れておきます。

<http://caprice.blog63.fc2.com/blog-entry-1115.html>

↓↓↓

■既得権益者へのルサンチマンを利用する危険な河村たかし

.....ナチスをもっとも熱狂的に支持した層とされるのが下層中産階級の人々ですが、ナチスは巧みに彼らのもつ「既得権益者」へのルサンチマンをあおったのです。

産業構造の変化で富や社会的地位を得たユダヤ人や組合を組織し団結して権利を主張できる労働者が彼らの憎悪の対象となったことはよく知られています。

~~~~~

## 8：●河村たかし：社長の息子で政党からも企業役員からも資金豊富な国会議員→市長だもの

戸田は河村たかし氏について、つい最近まで「少し勘違いな所があるけれども気のいい情熱政治家」と思ってきた。その存在を知ったのは、03年に国会議員の河村氏を信奉する名古屋市議の「のりたけ勅仁（くにひと）」氏が、出席手当受け取り拒否の件で、戸田事務所に相談に来たことからだった。

↓↓↓

参考：門真から全国に飛び火！議員の出席手当廃止運動

[http://www.hige-toda.com/\\_mado04/teate-haisi/index\\_teate-haisi.htm](http://www.hige-toda.com/_mado04/teate-haisi/index_teate-haisi.htm)

★名古屋市議会「のりたけ勅仁市議が費用弁償受け取り拒否」★

[http://www.hige-toda.com/\\_mado04/housyuu/03.5.5sinbun.htm](http://www.hige-toda.com/_mado04/housyuu/03.5.5sinbun.htm)

その後、のりたけさんの縁で二度ちらっと会った事があって、「議員はボランティア」論には賛同しないが、それ以外の部分では好感を持ってきた。

それが、名古屋市長になって「議員の報酬半減」ごり押しのために異様な執念を燃やし、議会解散の市民扇動に走るあたりから、その運動を「橋下と同類の地域ファシズム」と規定したが、人間性は橋下と全然違って善良な人だと思っていた。

しかし、今回河村氏の事を（遅まきながら）詳しく調べた結果、「自分の間違った情熱実現のためにはウソも平気」、「自分の野望実現のためにデマゴギーで『敵』を設定して庶民を扇動し熱狂させる」、「自分が著名人にも上がって金も権力も手に入れた事を自分の努力のたまもの一面化し、そうならない人々を、他の条件を無視して努力不足・自己責任と決めつけて踏みにじって平気」、という点で橋下と人間性的にも同類の権力志向人間である事が分かった。

（好感を持っていた分、しっかり分析するのが遅かった事を反省する）

戸田がそう判断するにいたった材料を以下に列挙した上で、結論を述べるが、冒頭に端的に示しておく、河村たかしという人間は、

▲「社長の息子」で、族で会社を営んでいる経営者一族で、金持ちである。

▲ずっと「政党」に属し、不当な「政党特権」の故に活動資金を入手してきたが、そういう自覚は全く持っていない。

▲議員への挑戦は「いきなり県議」であり、それに落選後は「いきなり国会議員」に挑戦して2回目で当選。

以来連続当選を重ねて次は「いきなり市長」になった。

▲だから「自治体議員として奮闘した」事は一度もない。「天下人」の体験と感覚しかない。

▲最初から中小企業の経営者・役員を主軸とするしっかりした資金基盤を持っており、この面でも「金持ち政治家」である。

では、河村たかしを判断する材料を列挙する。↓↓↓

<経済基盤と政党特権に恵まれてきた、その経歴>

- 1：父親が戦後、古紙回収業・卸売業の「河村商事株式会社」を起こし初代社長。
- 2：1972年、一橋大学商学部卒業後すぐに「河村商事」（当時社員5名）に入社して「専務」になる。営業もトラック運転手も行なう。
- 3：業者のギルド的体質に反発を持ち、検察官への転身を志して夜学に通って10年間、司法試験を目指すも失敗。やがて政治を志すようになる。
- 4：「河村商事」の役員をしながら県議（1983年）、国会議員選挙に出馬し、1990年は落選したが、1993年に初当選。以来当選を重ねた。

5：民主党国会議員だった2002年、「河村商事」を退き、長男を社長にした。妻は河村商事株式会社取締役。

6：河村は、1972年入社即専務になって以降、「家業からは2002年に退き長男が継ぐ」ということ（ウキペディア）だが、河村自身が社長をやっていた時期があるかどうかは記述がないので、戸田には不明。

◆ただ、河村を支持して議解散運動に参加した人のツイッターに「河村たかし名古屋市長の事務所は、河村氏が経営する河村商事のビルの中。河村さんは、ほんとに中小企業の社長しながら安月給で孤軍奮闘している。」との記述があるので、<http://twitter.com/kayokofujimori/status/24560974556>  
河村たかしが実質的には「河村商事」のオーナー社長だと考えてもよいと思う。

（河村商事株式会社は、2009年現在従業員50名の中小企業）

7：政治家としての経歴は以下の通り。

- ・1983年に愛知県議会議員選挙に立候補するも落選。
- ・1990年、衆院選挙に保守系無所属・宏池会新人候補として立候補するも落選。
- ・1993年、衆院選挙に日本新党公認で旧愛知1区から立候補し初当選。
- ・1996年、衆院選挙では、新進党公認で出馬し再選。
- ・1998年、新進党が分党して結成された自由党に参加したが4月に離党。いったん院内会派「無所属の会」となったが12月、民主党に参加。
- ・2000年、衆院選挙で民主党公認で3選。
- ・2003年、衆院選挙で民主党公認で4選。
- ・2005年、衆院選挙で民主党公認で5選。
- ・2009年4月、（国会議員を辞職し）民主党推薦で名古屋市長選に出馬し当選。
- ・2009年10月30日 総務省顧問（地域主権関係）に就任。
- ・2010年10月5日 菅改造内閣発足に伴い総務省顧問退任。
- ・2010年末に市長辞職願いを出し、2011年1月に辞職。  
2月の市長選に再出馬して再当選

8：政党の変遷をまとめると、

- ・日本新党（1993年衆院選）—新進党（96年衆院選）—自由党（1998年）—民主党（1998年12月～）となる。
- ・2010年4月に地域政党「減税日本」を立ち上げ、自分が代表になった。  
これによって、民主党とは実質的には切れたものと思われる。  
（民主党から除名された、とか民主党を離党したとか詳しくは知らないが）  
※国会議員を持たない「減税日本」は、法的には「無所属」にしかならないので、「政党」所属議員候補者が持つ資金的特権は無い。

<「議員はボランティアでやるべき論」についての持論や発言>

9：◆地方議員はボランティアであるべきとし、議員報酬を廃止し、保護司や民生委員らと同じく無給とすべきと主張。

10：◆「議員活動のためには経費は当然必要だ。ただ、それは自分で寄付金で集めるべきだ」としている。

11：国会議員時代は、文書通信交通滞在費全額を民主党支部と自らの資金管理団体に寄付して、政治活動経費として使い、自らの財布に入れな  
いとしたりした。

また、文書通信交通滞在費を「第二給料」と糾弾している。

赤坂の議員宿舎には入居せず、地下鉄千代田線沿線の自身で賃貸契約したマンションに“自腹”で入居

12：2009年11月の議会に出した「市政改革ナゴヤ基本条例」の中で、

■第2条：政治の職業化が住民の行政への参画の意欲や機会を阻んでいる状況から、

自発性・無償性に基づく政治改革を行い、・・・

■第6条：議員の政治ボランティア化のため次の改革に取り組む。

- (1) 議員定数を現行の半減を目途に減員する
- (3) 議員報酬は現行の半減を目途とし減額する
- (4) 政務調査費を支給しない制度に改める (！！)

を書き込んで、議会に承認を迫った。

13：（インタビューで、「なんで日本では個人献金が根づかないのか」、について）

「それは、みなさんすでに税金で払っちゃっているからです。議員の給料はもちろん、政党に支給される政党交

付金も税金。欧米の場合、議員も政党もボランティア同然なんです。税金でもらう分は人件費とか、実費ぐらいにしかない。議員が商売として政治をやっているわけじゃないと知っているから、外国では献金するんです」

「オバマさんが640億円も集めたっていいですが、みなさんは政党交付金だけで毎年300億円も税金で払っている。しかも、大統領選は4年に1回で、こっちはその4年間で計1200億円。日本人のほうがよっぽど政治にお金を払っているんですよ」

14: 「月刊日本」2010年10月号の対談で、<http://www.asyura2.com/10/senkyo97/msg/212.html>

河村: 日本の議員に対して寄付金が集まりにくいのは、議員という身分が如何に特権階級であるか国民全員がわかっているからだ。高級な議員宿舎然り、JRの無料パス然りだ。

しかし、少ない歳費で自己の財産をも切り盛りして政治を行えば、政治家は尊敬され、自ずと寄付金も集まるようになるだろう。

また、例えばアメリカのロサンゼルス市の人口は390万人で、市議会の議員定数は15。それに対して、名古屋市の人口は220万人で、議員定数は75。如何に名古屋市の議員定数が多いかわかるだろう。

<河村の政治資金、献金にまつわる話について>

15: ■ずっと政党に所属してきたという事は、候補者段階から政党を通じて実質的には団体企業からの献金も自由に受けれるし、日頃の政治活動への現金寄付も受けられ、政党交付金も受けられる、という「政党特権」を教授してきた、ということ。

16: 1980年代の県議挑戦時代から一貫して自分の家族も含めて、企業経営者役員らからの献金を大きな柱にしてきた事は間違いない。

ちなみに、2010年に河村事務所は、「議員の父親から昨年2月に100万円、10月に50万円を献金したが、個人献金の上限額である年間150万円を超える献金はない」と説明している。

17: ◆「河村市長の金銭面支援 中小企業経営者ら“第二”の団体設立」↓

- ・会員1人1人が、市長の資金管理団体「河村たかし政策研究会」に個人献金する形をとる
- ・河村市長の応援団としては衆院議員時代の支援者や中小企業経営者らによる「年会費12万円」の団体や、後援会員らが呼びかけ人の「年会費5000円」の団体がすでに立ち上がっている。

18: ◆市長になってから献金が倍になっており、800万の市長給与で足りない部分は中小企業経営者から個人献金を集めている。

19: 2004年から政党支部では、企業献金を断っているとしているが、「個人献金」と言っても、実質は企業献金の形を変えたものである場合も多い。

また、◆「個人献金」は節税になるので、この方面で献金側にメリットもある。

20: (河村発言)「寄付金型議員」で世襲するならば全く問題ない。どれだけ寄付金を集められるかは本人の努力次第だ。

21: ◆「一般職の公務員に認められない政治活動もできる政務秘書が市政のため絶対に必要だ。」とし、2009年名古屋市会6月議会、9月議会で特別職の名古屋市長の政務秘書設置条例の提案を行っているが、いずれも否決されている。

22: 河村自ら削減した名古屋市長の800万の給与では私設秘書が雇えないが、一旦辞任後の市長再選挙活動に私設秘書が必要なため、大西副市長の給与で秘書を雇用するように河村市長の婦人が依頼した。しかし大西副市長は、違法性が高いということで断った、そのために大西副市長は1期めで解任された。・・・という事が報道された。

<http://ameblo.jp/kooks-chelica/entry-10776514800.html>

↓↓↓

・恋のから騒ぎ研究室:

週刊文春に河村たかし名古屋市長が秘書給与を副市長に肩代わりさせようとしていたという記事が載った。

1月11日の河村市長の定例会見で大西副市長の辞職が発表された。

理由は最初から一期限りと決めていたからということらしいが、実際は違ったらしい。

河村市長は2009年に名古屋市長に当選したが、この時公約に市長の給与2500万円を800万円に減額するというものがあった。

だから、市長に就任したら、その公約を実行してしまった訳だが、実はこれが後先考えていないとんでもないことになるらしい。・・・

が河村市長には選挙運動のために私設秘書が二人必要なのだが、年収800万円ならこの秘書給与は払えない。二人分の秘書給与が年間800万円かかるのである。困った河村市長は大西副市長に私設秘書の給与を肩代わりと大西さんの車を河村市長に提供するように言っただけらしい。副市長の給与は2100万円のままなのである。

が、河村市長は諦めずに河村婦人を通じて、大西さんが政治団体を立ち上げて、秘書を雇用する形にすればいいと言いつつ出した。

大西さんは断ったが、河村さんが引き下がらないので、大西さんのトヨタ自動車時代の先輩Aさんがイイと言えればいいと返答し、河村夫人がAさんに問い合わせたら、Aさんは激怒したそうだ。

形を変えても不正な贈与に変わりはないですからね。

それでも諦めない河村さんは秘書課の職員に大西さんを説得するよう頼んだが、大西さんはそれならば自分の給与を800万円未満に下げると言って来た。

これに河村さんは何も答えなかったという。困った河村さんは支援企業に頼った。

河村市長がリコール運動で乗っていた車は、さる不動産会社が所有していた車をその元社員、平野氏の名義にし、その平野氏がネットワーク河村市長の広報担当を勤めて、河村さんの運転手を勤めている形になる。

要は支援企業が献金の代わりに人間と車を提供しているということらしい。

平野氏は文春の取材に会社で、「乗っていた車を自分が買い取って、会社は退社したが、その会社と顧問契約を結んでいて、顧問料をもらっている」という。「車はボランティアとして河村市長に提供している」そうだ。

これって、その会社が賄賂渡しているのと同じじゃないの？・・・

・・・この話は全て文春の捏造なのか？

文春が河村市長に大西副市長に秘書給与の肩代わりを頼んだかどうかを尋ねたところ、知らないといった。

が、河村夫人は自分の一存で大谷副市長にお願いしたことを告白した。つまり事実だったらしい。

## 9：▲河村(2)名古屋独裁市長の身勝手・ウソ・忠誠議員づくりのための議会肅正・税金浪費

河村市長が着手した事が全部悪いと言うわけではない。

地域住民議会的な「地域委員会」の試みは(邪心無くやれば)先進的試みだと思し、市長報酬を2400万円から800万円に大削減した事も良いと思う。

(市の行政機構全てを動かせる市長の場合、議員と違って活動調査費は要らないのだから報酬は「それなりの生活が出来る金」だけでよい。議員年金のような高額な天引きもない)

しかし、その目玉政策と根幹において、非常に邪(よこしま)で有害なものだと判断せざるを得ない。以下に列記する。

22：◆河村市長の報酬は年間800万だが、秘書5名・運転手1名の人件費5160万円、車のリース・ガソリン代36万円、出張費113万円、広報費5億円、交際費120万円など様々な経費を市が持っており、河村市長本人がボランティアで政治活動を行っているとは言えない状況にある。

23：そもそも「政治(議員)はボランティアでやるべし」と言うのなら、なぜ率先して「市長報酬ゼロ」でやろうとしないのか？ 全額廃止が仮に法的に無理でも年間100万円とかなら容認されるはず。

それを全く言わないのは、「(資金的に豊かな自分でも)全く無償では政治は出来ない」という常識を「自分には適用している」からに他ならない。(2枚舌)

24：しかも「自分に共鳴しているから任命したはずの副市長」については、全く削減を言わず(その人は生活的には800万でも困らないはずなのに)、2100万円のままにした。

これには裏があって、河村人脈で元愛知トヨタ取締役の大西氏を「初の民間人登用副市長」として打ち出したが、上記に書いたように、その報酬から自分の私設秘書給与を出させようとした。

25：■河村は市長と議員の報酬削減は世間にアピールしたが、市長任命(議会承認)の特別職である副市長や教育長(以上は退職金も高額)・教育委員や監査委員の報酬問題には全く触れない。

この事実を見ると、河村に「市民が違和感を覚える高額報酬・退職金を削ろう」、という問題意識が本当にあったとは思えない。河村にとっては、議員だけが問題であった。

26：◆公務員批判を繰り返して市長に当選したが、就任後は公務員批判を行なうことはほとんどなくなり、議員批判に

終始している。

27 : 実際には河村市長本人が行政改革を先頭に立つて行うことはなく、名古屋市役所の役人に丸投げを行ったため、予算編成の段階では、既存の事業について無駄な予算のカットではなく、福祉に関する予算も含め一律の予算カットが進んだ。

28 : (「減税政治」のまやかし)

◆減税条例によって 2010 年に実施された名古屋市の減税では全体の 0.2%にあたる高額納税の企業が 44%の減税額を受け取っており、庶民革命というスローガンとは裏腹にほとんど庶民に恩恵がない。

また、名古屋市民 225 万人の 52%は扶養家族や非課税のため減税の対象外。

29 : ■年間納める市県民税は年収 300 万円の人=7 万円、400 万円の人=11 万円、4000 万円の人=350 万円程なので、その 10%は、それぞれ 7000 円、1.1 万円、40 万円。

■金持ちにとって 40 万円減税は嬉しいだろうが、低所得者にとって「福祉子育て関連で負担増と抱き合わせの 7000 円減税」は損害が大きいではないか！

↑↑↑

▲これで喜ぶ庶民は、「朝三暮四」の猿の例えと同じである！

「所得に関係なく一律 10%減税」では、実質は金持ち優遇の愚策。本来応分の高負担すべき富裕層が免税になり、財政を圧迫し市政・市民サービスの低下に繋がる愚策。

30 : 河村市長は「減税により企業誘致と移住者誘致に資する」と主張するが、法人市民税の減税だけで企業が本社機能を名古屋に移転してくるはずがない。

移住者誘致については、名古屋市の依頼のコンサル調査によると、「減税により増加する移住者は年間 2000 人程度見込まれるが、減税による減収分を補う効果がない」としている。

・・・「減税による移住者 2000 人」という推定自体、疑わしいが。

31 : (身勝手)

◆河村たかしは「一般職の公務員に認められない政治活動もできる政務秘書が市政のため絶対に必要だ」とし、2009 年名古屋市会 6 月議会、9 月議会で特別職の名古屋市長の政務秘書設置条例の提案を行っているが、いずれも否決されている。

29 : (ウソで行なう政治)

・予算案の基礎に「名古屋市の生活保護受給者が減少する」という見込みを出すなど明らかに誤った試算も行っており、減税を肯定するために意図的に誤った試算を行ったのではないかと市議会で問題になった。

(とんでもない見込み！)

30 : (意図的ウソで議会叩き)

◆50 万部配布の無料紙にデタラメ発言：「議員の退職金 4220 万円」

<http://www.jcp-aichi.jp/minpou/100418-153831.html>

市内各戸に配布されている週刊無料新聞『リビング名古屋』4 月 10 日付に掲載された河村たかし名古屋市長に

インタビューした記事の中で、議員の収入について「2700 万円。しかも 4 年ごとに 4220 万円の退職金がもらえる」とい

う同市長の発言を紹介しています。

事実、は議員には退職金制度はなく、4220 万円の退職金は市長の制度。同市長は昨年 11 月の市議会本会議で「議員報酬に政務調査費および費用弁償を加えて年額 2350 万円」と発言していました。

今年の 2 月市議会で費用弁償が廃止され、減額しているのに「2700 万円」に増えています。

市長発言は明らかに事実と反しています。

『リビング』紙は事前にインタビュー記事を「市長室に見てもらった」と言っています。

同紙は県内 50 万部が発行されています。

31 : ■ (ウソで行なう政治) 市長選出馬にあたって民主党の名古屋市議団と合意した公約にあったのは「議員報

酬の 1 割削減だった。それが市長になってから急に「議員報酬半額！」と騒いで議会攻撃を始めた。

32 : ◆市議会で再可決された議員提案の「名古屋版事業仕分け条例」を市長は公布せず、一方で独自に事業仕分けを実施する方針を決めた。

◆市長の拒否によって議会が可決した条例が効力を持たないのは議会制民主主義の否定に等しい。

(阿久根市の竹原市長並)

### 33 : (忠誠議員づくりのための議会肅正 : 本来不要な対立を意図的に仕掛ける)

■河村市長の強硬な攻撃と「世論の支援」の前に、議員達も弱気になって、とうとう公明党も、共産党すらも、報酬半減案を容認する方針への転換を示してきた。議員報酬問題に決着がつきそうになってきた。

■ところが！「忠誠議員による過半数制覇で翼賛議会づくり」を狙う河村は、「ここで決着してはまずい」との判断で、「まともな議員、普通の議員」（河村追随議員以外の、政治信条を問わず、全ての議員）には絶対に承諾できない条件を、突如として出してきてきたのだ。

それが、◆「政務調査費の廃止」までも決定し、

※こんな主張をすれば、河村が「議員に自分の行政をチェックされる事」を如何に嫌がっているか、如何に議員の責務を分かっているか、いかに良く分かる。絶対に許せない！

◆議員定数の半減を決め、

◆「住民の行政への参画の意欲や機会を阻んでいるのは『政治の職業化』のせいだ」、というデマゴギーの承諾をも全議員に強制する、

「市政改革ナゴヤ基本条例」だった。(2009年11月議会に提出)

<http://www.news.janjan.jp/area/0912/0912084152/1.php>

「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例」

第1条：住民が主体となった市政の実現を図る改革実施の基本事項を定める。

第2条：政治の職業化が住民の行政への参画の意欲や機会を阻んでいる状況から自発性・無償性に基づく政治改革を行い、真の住民自治による市政を確立する。

第3条：市長として率先して市政改革ナゴヤの実施に取り組む

第4条：選任された市民が地域の施策を企画・決定し、必要予算の策定に参画できる「地域委員会制度」を創設する。

第5条：地域経済の活性化と発展のため「市民税の減税」を実施する。

◆第6条：議員の政治ボランティア化のため次の改革に取り組む。

- (1) 議員定数を現行の半減を目途に減員する
- (2) 議員は連続3期を越えて在勤しないよう努める
- (3) 議員報酬は現行の半減を目途とし減額する
- (4) 政務調査費を支給しない制度に改める

(5) 議員の費用弁償は実費支給の制度に改める

(6) 本会議で市民が意見表明できる機会を創設する

(7) 議員の自由な意思に基づく議会活動を実現する

(8) 議員年金制度は廃止に向けて活動する

第7条：市長は連続3期を越えて在職しないよう努める。

第8条：市政改革ナゴヤは平成21年度末までに制度化を図る。

### 34 : (議員報酬額面 800 万円になるとどんな状態になるか)

◆実際に議員の年収を市長の主張する 800 万円とした場合、名古屋市議の藤田和秀の場合、月 495,000 円（賞与をのぞく）のうち、年金掛金 8 万円、所得税 8,000 円、住民税 72,600 円、議員互助会 45,000 円、党費・勉強会など

82,950 円、事務所費 120,000 円となり、最終的に手元に残る額は 86,450 円となり、職業としては議員の仕事は成立せず、実質ボランティアで議員活動を行うことになる。

・このようにボランティア的に賄うとすると、政治には様々なお金がかかるため実質高所得者でなければ議員になれなくなる。ましてや選挙費用まで考えると全く無理！

35 : (河村作戦による税金浪費と予算議会混乱)

2011年2/6に知事選、市長選、市議会リコール住民投票のトリプル投票、ダブル選挙が行われ、河村再選、市議会解散が決まったため、3月に市議選が行なわれる。

- ◆市議会は本来は統一地方選の一環で2011年4月に任期満了選挙になるが、河村は費用をかけて「3月選挙」に持ち込んだ。
- ◆本来なら11月議会を経ての2月(3月?)議会は新年度予算を審議する重大課題を抱えているのに、河村のケンカ作戦で議会審議をしかりやる事は無理になった。

36 : (河村作戦による税金浪費)

- ◆通常の愛知県知事選、県議員選挙を行った場合の費用は12億円だが、議会解散リコールが成立した場合に、県知事選と市長選、市議会選で21億5000万円かかる試算。
- ◆河村市長は市議会解散リコール請求ですでに8000万円の費用をかけており、任期を2年を残しての河村市長の辞任による市長選を行うことにより、さらに2億円追加的な費用が発生する。

37 : (ブレインの離反。河村の実像を見た人による批判) 離反したブレイン

- ・河村市政開始後、河村サポーターズ代表であった柳川喜郎元御嵩町町長、
  - ・経営アドバイザーであったNPO
  - ・サードセクターなどの研究で知られる行政学・政治学者の後房雄名古屋大学教授、
  - ・市民フォーラム21・NPOセンター代表理事
  - ・市民活動家の藤岡喜美子市民フォーラム21・NPOセンター事務局長、
- などが2009年に次々と辞任した。

- ◆同じくブレインを離脱した後房雄名古屋大学教授は、河村市長について「「庶民」を煽ることだけうまいというポピュリスト」、「真面目な関心などなく、毎晩焼酎を飲みながら選挙と陰謀のことばかり考えている人」と痛罵。  
中日新聞の寄稿の中で「・・・マニフェストにある政策を実行していく行政経営者としての資質は著しく低い」と述べている。

- ◆2011年2月には、河村市長の強い要請で戦後初めての民間副市長に就任していた大西副市長が辞任。  
大西は「河村市長は、減税、地域委員会、議会改革の3つしか言わず、その他の問題についてはほとんど何もやらなかった、幹部会でも、議会との対抗のことばかり話していた」、  
「行政の通常の仕事は自動操縦のように動くので、市長はそれに乗っているだけで動まっているように見える」と語っている。

10 : ■ 「地方議員は献金でやれ」論のウソ：献金を生活費や議員活動費に充てたら違法だぞ！

河村たかしは、「地方議員は議員報酬を廃止し、保護司や民生委員らと同じく無給とすべき」だとか、「議員活動のために必要な経費は寄付金で集めるべき」などと吹聴しているが、そのイカサマぶりには心底怒りを覚える。

■この河村主張は「違法行為を実行せよ」というものに他ならないのだ！

その理由を以下に述べる。(ここで言う「議員」には「予定候補者」も含まれます)  
↓↓↓

1 : ■議員に対して「生活費支援のための献金」は禁止されている。

議員は献金を生活費に充てる事は出来ない！

2 : 政党議員が政党から現金寄付を受ける場合は、「政治活動に対する現金寄付」が認められているが、それ以外の場合は、「政治活動への寄付は物品限定」であり、現金寄付献金)は禁止されている。

※この「政治活動」には「議員活動」も当然含まれる。  
つまり、

■無所属議員は「活動費」への献金を受ける事が禁止されている！

▲政党議員であっても、自分の政党以外からは(個人・団体全て)「活動費」への献金を受ける事が禁止さ

れている！

◆地方議員の場合は、政党議員であっても、日頃の活動費に対して政党から金が降りる事はほとんどない。  
逆に政党へ党費などの金を上げている。

政党から地方議員に金が来るのは選挙の運動費ぐらいで、政党交付金の恩恵もほとんどないらしい。

3：■国民が議員に寄付する場合、政治活動（議員活動）に対する献金は禁止されている！

現金寄付（献金）が出来るのは「選挙運動」に対してのみ。

「政治活動」に対してできるのは物品寄付のみ。

4：国民がふつう、「議員への献金」と思っているのは、「議員を支援する政治団体」（法的には「その他の政治団体」=いわゆる後援会や「資金管理団体」）への献金であり、これならば、その団体の政治活動に対しても現金寄付が許されている。

しかし、議員個人に献金出来るのは、選挙運動に関してのみ。

5：■しかし、後援会（資金管理団体も含めて。以下同じ）であっても、議員に生活費を渡す事や給料を払う事は禁止されているし、活動費を渡すことすら禁止されている！

（活動費支援は物品寄付のみ。物品としてのインクとか紙とか）

▲議員個人の活動に関しては、ガソリン代も交通費も印刷代も事務所費も、後援会から出す事は禁止されている！

※大阪府選管に確認した例では、「議員が研修会などに参加するための交通費もチケット現物」も、「議員名義の車のガソリン代や維持費」も（議員活動で使った場合でも）、後援会が負担するのは違法だ、とされている。

6：ただ「後援会の活動」として、集めた献金を使って事務所を設置したり、通信を発行したり、事務員やスタッフを雇ったり、車を所有して議員に貸したりして、議員を支援する活動は出来る。

「献金で議員の活動を支援する」、という事の実態はこういうことで、「議員（個人）の活動」のように見える事でも、後援会という「団体の活動」としての正当性を備えていれば、献金を使うことが許される、ということだが、両者の線引きは微妙な部分もある。

7：■政党が所属議員や候補者に「活動費を支給する」などの名目で、活動費だけでなく生活費も面倒見る事は、実際的には容認されている。

特に国会議員の候補者に対しては、そういう形で生活丸ごと支援する場合がある。

（候補者としての活動に専念するには、他の仕事で稼ぐ労力は払えないのが普通）

↑↑↑

以上に上げた事実から、（今の法律では）

●A：議員が献金によって生計を立てる事も、生計の補助とする事も違法である！

●B：議員が行なう活動を献金で賄うことも違法である！

献金で賄えるのは、議員の後援団体の「団体としての活動」のみ。

▲C：唯一の例外は、政党議員・候補が政党から現金寄付を受ける場合だけだが、無所属は全く無縁だし、地方

議員の場合は政党所属であってもほとんど恩恵を受けていない。

という事が判明する。

■従って、河村たかしが言うような、「地方議員はボランティアでやるべし」論は、地方議員・候補者に違法行為をやれと強制するに等しく、そもそも全く実行不可能な話なのだ！

こういうヨタ話をさも正論であるかのように吹聴して、自分を引き立てるところに河村のペテン師性が如実に現れている。

■河村が求めているような、「議員への生活費も活動費も廃止」をしたら、議員を続けられるのは、全てを自分で賄える資産家や「議員をしても他で高給を得られる特殊な階層」、一口で言えば「金持ち」しかいない。

「普通の市民あがりの議員を消滅させる」、「普通の市民が議員になることを封鎖する」のが、「議員ボランティア論」の実体であり、真の目的とさえ言える！

▲仮に「生計費だけは公費負担する」としても、議員活動・政治活動に要する費用を賄えるのは、「金持ち」が多額の献金を集めやすい「著名人」しかいない。

いったい、家族も含めた生活費の他に年額100万、200万、300万とかそれ以上の金を自分で賄える人間がどれだけいるのか？

(年100万円=月々8.3万円の支出で何ほどの活動が出来るのか？インフラ支出も含めて・・・)

また、わずか3000人に通信郵送を1回するだけで中身・封筒・切手代含めて物品費だけで30万円はかかるだろう・・・)

「金持ち」なら全額自分で賄える。

「著名人」なら、多くの献金を集めて(個人でも後援会としても)賄える。

★ただし、後援会として献金が豊富であったとしても、それを種々の議員活動(政治活動)全てに支出できるわけではなく、「後援会という団体の活動」の範囲内で支出できるだけで、議員個人には物品寄付しかできない。

▲地方議員の場合、政党議員であっても、よほどの有力な資金基盤を持つ有名議員でないと十分な献金は集められない。

また、そういう議員であっても、現状の議員報酬や政務調査費があるからこそ、なんとかやれているに過ぎない場合が大半。

「頑張っている事で評判の高い市民派議員」でも、選挙のない平年は10数万円からせいぜい数十万円程度だろうと思う。活動費の一部を充填できている程度である。

■議員が生計費のために個人資産をつぎ込まねばならず、政治活動費は個人資産か献金で(後援会活動という形式を整えて)賄わねばならず、次の選挙の資金は個人資産か献金で賄わねばならないとしたら、集まった献金を使う優先順位はどうなるか？

最優先されるのは「次の選挙資金としての積み立て」であり、政治活動・議員活動への使用は後回しにされるのが「必然」である。

よほど潤沢に献金を集められる議員ならまだしも、そうでない圧倒的多数の自治体議員にとって、「議員としての存続」のために、「まず選挙資金」、「その次に選挙に有利になるような宣伝活動資金」が優先されるのであって、

「限りある資金」の中では、「議員としての調査研究の費用」や「議員の資質を高めるための研修費用」などは後回しにせざるを得ない。

■このように、「議員ボランティア論」は、「普通の市民あがりの議員を消滅させる」だけでなく、「議員活動に金をかけられない議員＝質の低い議員」を今よりずっと増加させてしまう愚論であって、絶対に許してはおけない！

~~~~~

11：●名古屋の市民オンブズ：不誠実議員への怒りが高じて河村万歳・政務調査費否定に歪む

今回、河村問題を調べてみて、名古屋の市民オンブズ運動が大きく歪んでしまっている事を知って、驚き呆れた。

(名古屋の市民オンブズ運動「全部」が、ということではないだろうが、その「大半・主流」がそのようなので、この文ではそれを一口で「名古屋の市民オンブズ」と表現させてもらう事にする。)

戸田が名古屋の市民オンブズの人達と初めて出会ったのは、03年に名古屋市議の「則武(のりたけ)勅仁(くにひと)」氏が、出席手当受け取り拒否の件で、戸田事務所にご相談に来たことを契機に、名古屋市での議員出席手当廃止や政務調査費の公正化・透明化の集会に参加したためだった。(たしか2回程、名古屋での集会に参加している)

↓↓↓

参考：門真から全国に飛び火！議員の出席手当廃止運動

http://www.hige-toda.com/_mado04/teate-haisi/index_teate-haisi.htm

★名古屋市議会「のりたけ勅仁市議が費用弁償受け取り拒否」★

http://www.hige-toda.com/_mado04/housyuu/03.5.5sinbun.htm

その市民オンブズの運動には、当時民主党市議だった則武くにひとさん(HP <http://www.noritake.ne.jp/>)も、無所属市議だった車椅子の斉藤まことさんも、(HP <http://www.saitomakoto.com/>)一緒に活動し、たしか共産党の議員も好意的に関わっていた。

たしかに他の名古屋市議の対応は酷く、則武さんは民主党の議員団の中で吊し上げされ、会派離脱を余儀なくされたと記憶する。

また、議員出席手当の廃止が決まったのは、ようやく河村市長当選後の2010年2月議会(実施は同年4月から)だったし、政務調査費の公正化・透明化についても他の議員達の不誠実で傲慢な対応が続いたようで、オンブズの人達がそういった「議員ども」に怒り心頭になる気持ちはよく分かる。

しかし、ともに運動している則武議員や斉藤議員の活動を知られば、まじめに行政チェックをする「真剣議員」の経済状態を知っただろうし、例えば報酬や政務調査費の金額が、それでも多すぎると思っただとしても、「政務調査費は廃止しろ！」とはなるはずがない。

自分達自身、政務調査費の存在意義を認めた上で、その公正さと透明化を求めているのだし、市民の声を行政や議会に反映させるためにも、議員の調査研究費や広報宣伝費が必要である事は分かっていたはずだ。

ところが、「坊主憎けりや袈裟まで憎い」の例えの通り、不誠実議員への怒りの余り、「議員に報酬をやるな！政務調査費もやるな！」という「ヤツ当たり」をしていく方向に走ってしまった。

この心理は、初当選で議員の視察や政務調査費の不正を発見し糾弾した阿久根市の竹原市議(当時)が、「程度の低い」他の議員達から「多数決の暴力」で猛烈な攻撃を受けた事に反発して、自分が市長になって自分に逆らう議員達への復讐と兵糧責めとして「議員日当制」を専決処分で決めたのと同様のものがある。

彼らに彼女らにとっては、傲慢議員どもをやっつける河村市長は、積年の恨みを晴らしてくれる「正義の味方・救いの神」と写ったのだろう。

下に紹介する「政務調査費の情報公開を求める名古屋市民の会」宮永氏の文章を見ても、「ざまあみやがれ！」という感情がむき出しになっている。

議会の本当の改革は「良質な議員」を維持拡大していく事を通してしか、有権者がそのような投票行動を行なうように情報開示と啓発をしていく事を通してしか実現出来ないのに、短絡的な怒りに走って、却って「良質な議員」が存続できない・当選出来ない悪条件を作る方向にのめり込んでしまっている。

ああ愚かなり！名古屋の市民オンブズよ。

このような異常な方向に走ったためと思うが、上記の良質2議員のうち、斉藤まこと市議はこのオンブズの運動とはたもとを分かったようである。今は民主党市議団に入っているという。

一方、則武(のりたけ)市議の方は、残念ながら河村与党に純化して、オンブズと完全に歩調を合わせて「政務調査費の廃止」にも賛成して

いるようだ。とても残念な事である。

■名古屋という人口 221 万人の巨大都市の行政をチェックし市民に問題提起もしていくべき市議について、政務調査費無し・報酬手取り推定 480 万円ほどで 24 時間 365 日責任持って今までと同等（以上の）仕事しろ、という事が如何に無理があるか。

そんな事も理性的に判断できないオンブズでは、いつまでたっても税金浪費の低減は出来るはずがない。

その非合理性は、「大和魂があれば英米に勝てる！」と呼号して国民を無謀に戦争に駆り立てた旧帝国軍の精神主義と同様である。

自分らは市議選を勝ち抜いて議員になって闘うという苦難も背負わず（政令指定都市は各区ごとの少人数当選：2～7人・5人前後が多い：だから、普通の市民の当選は非常に困難）、まさに安全地帯から、自分の都合がつく時だけの活動だけで、「自分らが議員達よりずっと行政チェックをしている」という、大きな勘違いをしているとしか思えない。

（既存議員が気づかない・無視する面をチェックする貴重な存在である事は確かだが、それと全体のチェックとは別物なのに）

■「既存議員への積年の怒り（それ自体は正当な怒り）の余りに理性を失った」のは、オンブズの原点たる「税金浪費の阻止」という面でも顕著である。

市議会解散をリコール住民投票で導くために、意図的に「政務調査費廃止」まで含めた、普通の議員なら絶対飲めない条例を出して議会を混乱させ、強引に市議会リコール実施に持ち込み、任期途中で市長を勝手に辞職して市長選を実施させる・・・、

といっごり押し方策で推定 10 億円規模の税金浪費を強制した事について、オンブズはこれを抑制抑止するどころか「両手をあげて賛成」したのである。

・・・戸田が名古屋で何回か会ったオンブズの人達が、ここまでおかしな方向にのめり込むとは、大変残念である。

「権力者をチェックする」という意味においては、はっきり言ってこれは、オンブズの腐敗墮落である。

「河村親衛隊としてのオンブズ」になるとはね・・・。

参照：「政務調査費の情報公開を求める名古屋市民の会」

宮永正義 2009/12/08 <http://www.news.janjan.jp/area/0912/0912084152/1.php>

筆者が広報を務める「政務調査費の情報公開を求める名古屋市民の会」は 98 年以来、名古屋市議団に対し政調費領収書の全面公開と費用弁償（議会・委員会への出席手当）の廃止を訴えてきた。

しかし相乗り与党 3 党派（自民・公明・民社）は最初の選挙で、費用弁償を 1 万 5 千円から 1 万円に、次の選挙で政調費を 1 人月額 5 5 万円から 5 0 万円に減額しただけで誤魔化し続け「非課税で領収書の添付義務がない」政調費を好き放題に使ってきた。

・・・11月20日定例会初日に、河村市長がこの「ごくつぶし」機能不全議会にまさに「革命」といえる市長提案案件「平成 21 年第 195 議案」を突き付けた。その要旨を以下に記すと：

「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例」と題する案は 8 条からなり

第 1 条：住民が主体となった市政の実現を図る改革実施の基本事項を定める。

第 2 条：政治の職業化が住民の行政への参画の意欲や機会を阻んでいる状況から自発性・無償性に基づく政治改革を行い、真の住民自治による市政を確立する。

第 3 条：市長として率先して市政改革ナゴヤの実施に取り組む

と宣言し、続いて条例の中核部分に至り、

第 4 条：選任された市民が地域の施策を企画・決定し、必要予算の策定に参画できる「地域委員会制度」を創設する。

第 5 条：地域経済の活性化と発展のため「市民税の減税」を実施する。

そして議会紛糾の最大の原因となった、

第 6 条：議員の政治ボランティア化のため次の改革に取り組む。として

- (1) 議員定数を現行の半減を目途に減員する
- (2) 議員は連続 3 期を越えて在勤しないよう努める
- (3) 議員報酬は現行の半減を目途とし減額する
- (4) 政務調査費を支給しない制度に改める !!!
- (5) 議員の費用弁償は実費支給の制度に改める

- (6) 本会議で市民が意見表明できる機会を創設する
- (7) 議員の自由な意思に基づく議会活動を実現する
- (8) 議員年金制度は廃止に向けて活動する

そして

第7条：市長は連続3期を越えて在職しないよう努める。

第8条：市政改革ナゴヤは平成21年度末までに制度化を図る。

という、本来は「すべて議会が提案すべき」と思える内容だった。

戸田注；まったく呆れた感覚だ。「政務調査費の廃止」も「すべて議会が提案すべき内容だった」だった？

12：◆則武議員：河村追隨のボランティア論だが、それって実は「オレさえ良けりゃ」論だよ

名古屋市議の「則武（のりたけ）勅仁（くにひと）」さん<http://www.noritake.ne.jp/>（2003年初当選）とは、上記に書いているように、2003年当選直後からの友人です。

則武さんは、「政令指定都市議員で初めて出席手当を拒否した」先進的議員であり、まじめで明るく人柄も良い好男子であり、その上、中部地区で唯一の「連帯ユニオン議員ネット」会員の同志です。

参考：門真から全国に飛び火！議員の出席手当廃止運動

http://www.hige-toda.com/_mado04/teate-haisi/index_teate-haisi.htm

★名古屋市議会「のりたけ勅仁市議が費用弁償受け取り拒否」★

http://www.hige-toda.com/_mado04/housyuu/03_5_5sinbun.htm

その則武さんを、戸田は今回、いきなりネットで公開的に批判する。

これは友人として、たしかに礼を失する事であり、本来ならば則武さんの話を聞き、議論をし合うという手順を踏んでから行なうべきものです。

この点での非礼の叱責は受けなければなりません、今その手順を踏む余裕がどうしても無いので、このような形でネットで名指し批判をする次第です。

則武さんは、3/4 告示・13日投開票名古屋市議選の直前、（しかも前回市議選の立候補者総数より52人も多い150人もが出馬し、定数75に対し2倍という大激戦！）戸田も4/17門真市議選告示まで1ヶ月半という多忙です。

それに今さら電話で少々話をしてどうなるものでもなし。

2009年の河村市長誕生以降、名古屋の事は気にはなりましたが、「則武さんは板挟みになって苦労してるだろうなあ」と思いつつも直に話をするまではしませんでした。

ただ、よもや則武さん（および市民オンブズの主流も）が、議員定数半減・報酬半減・政務調査費廃止、「議員はボランティアでやれ」などという馬鹿げた事に賛同しているとは夢にも思わなかったのです。

それが今回、ネット検索で、そうではない事を生々しく知ったので驚いたのです。

まず、則武さんの主張が非常に明白に出されたネット記事があったので、紹介した後、戸田からの批判点を示していきます。

そしてこの批判文などを、則武さんにメールかFAXで送信して、3月4月の選挙が一段落した後に、戸田の一連の「真の議会改革」文書を基にして論議をしてみたいと考えます。

◆則武さんの「議員のボランティア化が絶対に必要」論：

<http://www.news.janjan.jp/area/0912/0912084152/1.php> 宮永正義 2009/12/08

則竹議員：議員のボランティア化が絶対に必要です。

皆さんのことをやるから政治はタイヘンで「ワシは3期で辞めさせてもらおう」というほどきつい仕事のはずが、税金で身分を保障された、従業員300人以下の民間企業の給与の上限をはるかに上回る待遇（筆者注*

年収約2300万円）を踏まえて、おいしい仕事だから息子や孫にやらせたくなる。

だから一般の名古屋市内の中小企業の人の平均年収と同じくらいのサラリーで、それでもいいという

人にやってもらえばいい。

そうすればあんな給料でこれだけやってくれるならと議員への「寄付」も集まるようになる。

則竹議員：企業献金はいわば「みかじめ料」であり、すべての悪の根源です。

寄付は個人献金に限るべきでボランティア化すればおのずから集まります。

それから議会の開催は夜間、ないしは土・日・祝日にやればよい。そうすればまさにボランティアになる。

効果として市役所など地方公務員の給料も下がる。

地方議員の報酬が下げられた瞬間から、おれたちが下がったんだからと、地方公務員の給与も下げよう地方議員が動くはず。

減額されれば、当然、減収した議員も遊んでいられず働くようになり、税金の効率的な使い方に目向けるようになる。一石十鳥くらいの効果がある。

もちろんまともな議員も少数だがいるが、とんでもない議員が多いのは事実です。

●則竹勅仁（のりたけくにひと）経歴● <http://www.noritake.ne.jp/profile.htm>
昭和40年7月20日：名古屋市中区生まれ（45才）

- ・私立麗澤瑞浪高等学校（岐阜県瑞浪市）全寮制の定時制高校卒業
- ・名城大学商学部II部卒業 学費を自分で働いて納める
- ・平成元年4月：大阪船場の繊維問屋へ経営修行に出る。
- ・平成3年9月：家業である繊維問屋則竹株式会社入社
- ・平成11年1月：広く社会に貢献する夢を抱き、秘書として衆議院議員河村たかしに師事する
- ・平成11年4月：愛知県議会議員選挙（中区選挙区）に民主党推薦で立候補、惜敗4,474票
- ・平成12年7月：名古屋市区議員補欠選挙（中区選挙区）に民主党公認で立候補、惜敗4,268票
- ・平成15年4月：名古屋市区議員選挙（中区選挙区）に民主党公認で立候補初。 当選。3,980票。
- ・平成19年4月：名古屋市区議員選挙（中区選挙区）に民主党公認で立候補2期目当選。6,079票
- ・現在：名古屋市区議員（「減税ナゴヤ」所属）

◆戸田から則武さんへの批判◆

1：則武さんは、そもそも一般市民よりもずっと厚い資金基盤を持っていた「社長の息子」の出身である。

「家業」が「繊維問屋」の「則竹株式会社」なので。

そしてその会社で8年勤めた後、1999年1月に衆議院議員河村たかしの秘書となって民主党推薦でいきなり県議に挑戦し、落選するも翌2000年には名古屋市区議員補欠選挙に民主党公認で出馬。

また落選するも、2003年の市議選で民主党公認で出馬し、見事当選。

■繊維問屋の社長の息子で、国会議員秘書で、民主党で、・・・則武さん個人の努力はもちろん認めるが、

「普通の労働者市民あがりの、政党を選択しない人」に較べて遙かに分厚い資金基盤が用意されてきた人である事は間違いない。「政党特権」による資金提供も受けてきた人だ。

だからこそ、1999年から2003年にかけて連続して県議選・市議補選・市議選に出馬して闘えた。

そんな「恵まれた人」が一般市民に対して「議員のボランティア化が絶対に必要」などと言わないで欲しい。

2：■則武さんが2期目再選されたのは、従来の制度（定数・報酬・政務調査費）があったからこそ、みっちり市政調査をし宣伝物発行をして、市民に市政の問題点を伝え、自分の活動ぶりを伝達できたはずである。

3：そうやって頑張ってきた市議が2期8年満了ともなれば、なるほど従来のように資金投入しなくても、従来の支給金（報酬+務調査費）が大幅に減っても、「現職の強み」で乗り切っていける面があるだろう。

民主党を離党して無所属（減税日本に加入）しても、河村側近議員としての人気で献金基盤を強化して、

後援会からの「現物寄付」をうまく工夫する事によって、活動費に困窮しないようになったらう。

■しかしそれは、「議員実績のあるオレは大丈夫」という事に過ぎず、「普通の市民でも一念発起すれば議員になって活動できる」、という民主主義本来の理念からすれば状況を逆行させるものでしかない。

則武さんの言い分は、「議員になっても中小企業労働者の平均年収くらいの額面報酬で＝国保年金等の天引きが大きいので手取りは中小企業労働者よりずっと少ない金で生計を維持して、議員の活動費は自腹か後援会の物品寄付で賄える人が議員になればいい」というのが実質であり、普通の市民上がりの人には議員に挑戦する気さえ起こらない・挑戦して当選してもまともな議員活動は維持できない事を強制するものだ。

■そういう経済条件の違いを、「オレはクリアしてるんだから、他の人もクリア出来るはず。出来ないのはその人にやる気がないから」と決めつけるものだから、「オレさえ良けりゃ」論だ、と戸田は批判するのだ。

4：◆「頑張っている議員にはおのずと寄付も集まる」、というのも話のすり替え！

実際には「頑張っている姿を市民に強く何度も知らせるビラ宣伝・HP宣伝・街頭宣伝無しには市民には何も伝わらない」のであって、そのためには多額の費用を必要とするのだ。

◆人口13万人の門真の戸田でも市内に2～3万枚の各戸配布と2000通ほどの通信郵送を年に何回か行なってきた。ましてや巨大都市名古屋で区ごとの小定数激戦なら、票を固めるためには、最低でも1回3～5万枚のビラ各戸入れと3000～5000通の郵送が必要のはずである。

封筒1通の中身・封筒・郵便代・作業費合計が100円として郵送だけで1回30万円から50万円の出費になる。年3回なら郵送分だけで年90万円～150万円だ。

◆他にもHP作業代、ビラ配布作業費など、活動宣伝だけでもこんな多額な出費が必要だが、それが「多額の献金」に直結するわけでは全然ない。

そんな単純に「議員の努力が献金に反映する」ものでない事は、議員をした者なら誰でも知っている日本の現実である。

●則武さんが「献金を集められる」のは、河村秘書・民主党候補・中小企業経営者らの長年の支援体制が基盤にあってこそ話であって、ここでも「オレが出来てるんだから、他の人も出来るはず」論は失当である。

5：■「議員がおいしい仕事だから息子や孫にやらせたくない」のは、単に高報酬だからではなく、

「各議員の仕事ぶりが市民に公開されていないから」であり、

「怠け議員と真剣議員との区別出来る情報が市民に提供されていないから」である！

各議員の仕事の実態、議会での発言の有無やその内容、賛否行動の全てが素早く市民に公開され、政務調査内容も公開されて、常に市民の検証批判に晒されて他の議員とも較べられるならば、これは非常にキツイ仕事であって、単に「高報酬だから息子や孫にやらせたくない」事は絶対に起こらない。

◆「息子や孫にやらせたくない」のは、「議員としての仕事をしなくても、議員である事によって得られる利権」が

あるからであり、その利権は議員報酬を削ったところで影響されるものではない。

そういう「外部の利権獲得のために議員の座にある議員」を淘汰するのも、やはり「各議員の仕事ぶりを市民に公開する」事によって、一般有権者の良識に委ねる事しかない。

そしてそういった「利権議員」を炙り出し、追及していくためには、真剣議員がそう出来るように、議員の報酬と政務調査費をしっかりと保障することである。

◆こういった論点を欠落した則武さんの論じ方は、論理的に不誠実だと言わねばならない。

6 : ■「ボランティア」という言葉をあやふやに使う事で話を混乱させている！

日本語で普通「ボランティア」と言えば「無償の、対価を払わない奉仕活動」を指す。

安価でも対価を払う場合は「有償ボランティア」と言うべきだ。

則武さんが信奉する河村の持論は、明確に「議員報酬を廃止し、保護司や民生委員らと同じく無給とすべきだ」というもので、これは「活動費はもちろん生活費も別に稼げ」という事であり、「政治献金は生活費に使ったら違法」という規制がある以上、独自に十分な収入源を持っている者以外は議員になるな＝「議員は資産家・金持ち限定」という暴論に他ならない。

◆一方、則武さんは「議員への支払いは中小企業労働者と同等の生計費報酬だけにすべし」という「低額有償ボランティア論」であり、1870年代以来左翼の古典的信条となった「パリコミュン原則」に期せずして則ったものである。

(笑)

則武さんが論理的に誠実であるためには、まず「河村市長の持論との違い」を明言し、自分は「自治体議員＝低額有償ボランティア論である」と明言してから話を進めるべきである。

・・・現代日本において、議員への「パリコミ原則の適用」は全く適切でない事は、戸田が

■結語：「議員には部課長級の生活費報酬＋一定の調査広報費」を原則に現実対処すべき

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=6116#6116>

の補足8：、補足9：、で論じているが、要点抜粋すれば、以下の通り。

↓↓↓

現代日本社会において、「議員の報酬が一般労働者の平均賃金と同じ」であれば、その議員が出来るのは一般労働者が個人的に購読消費するのと同程度程度の資料代だけ支出するのが精一杯で、あとは行政からあてがいが扶持の資料で調査研究するしかない。

せいぜい頑張っても、「意識の高い市民」が仕事の合間にやっている社会運動と同じ程度の金銭労力の支出範囲でしか、「議員活動」が出来ない。

次々に新しくなっていく行政関連情報を理解するための多様な資料購読や研修会合の費用も賄えないし、住民に情報を掘り下げて伝える通信の発行発送をする事も出来ない。

また「議員の活動費は（生活費も）カンパで集めろ」＝「必要な献金を集められない程度の支援しかない者は議員をするな」という論・・・では、資産家・本業持ち・タニマチ持ちしか議員になれず、「普通の市民が議員になる」・・・という民主主義の基本原則を破壊するものである事は、多くの人が指摘するところだ。

さらに別の角度から言うと、この論は、市民から吸い上げた税金によって議会制度を作って置きながら、一般市民が自分らの代表者代弁者を議員にしようとするればさらに「自己負担で金を出せ」、と多額の2重負担を強制する不条理である。

.....

また議員として活動しようとする者にすれば、献金集めに多大な労力を取られ、献金者の意向によって自分の死活を握られてしまい、献金するゆとりのない大多数の人々の意向や、社会全体の公益は軽視していく傾向に不断に晒されることになる。

7 : ■「議会は夜間、ないしは土・日・祝日にやればいい。そうすればまさにボランティアになる。」という主張の前半には、「議会の一部はそのように開催する」という意味ならば賛成できるが、全部そうせよというのなら賛成できない。

また後半は、要するに「議員は片手間仕事のコメントターでいい」と言っているに等しく、全く賛同できない。

◆則武さんは、行政チェックをする議会が、ましてや名古屋のような巨大都市の行政チェックが、今の行政実態や議案審議形態のままで、「土・日・祝日、夜間だけの議会開催」で出来ると本当に思っているのか？

●全議会が「土・日・祝日、夜間開催」となれば、議会出席職員への休日出勤・超過勤務手当が絶対に法的に必要なから、その費用はかなり多額になるが、それはどう考えるのか？
「民主主義の必要経費」としてちゃんと位置づけているのか？

●特に「夜間開催」の場合は、傍聴市民の事を考えるならば、審議時間を長く取ることが出来ず、「拙速審議」、「質問時間の短縮強要」につながりかねないが、それはどう考えるのか？

「じっくり審議」の保障をどう考えているのか？

●また「夜間開催」が増えた場合、幼児を持つ議員や職員の保育問題も起こるが、それはどう対処するのか？
公費での延長保育が当然必要だが、議会終了が夜9時、10時になると、それだけでは対処できないが、それはどう考えているのか？

8 : ■「議員報酬引き下げは地方公務員の給料引き下げにも効果があつて良い」との主張は、「労賃デフレ」を自治体が拡大していくという事で、経済のますますの縮小、民間賃金のますますの低下・非正規化の拡大を進める愚策愚論でしかない！

9 : ◆「議員報酬が減額されれば、議員も遊んでいられず働くようになり、税金の効率的な使い方に目を向けるようになる」というのは、全くのペテンだ！

■誰が考えても分かるように、「議員の働きと関係なく報酬は（低額で）一定」なのであり、「活動すればするほど自腹を切らねばならない」のだから、「元々の不真面目議員は一層働こうとしなくなる」だけでなく、「真面目議員でも経済基盤が弱ければ、活動したくても活動する余裕が無くなる」のであり、

さらに「どの議員も次の選挙の費用の積み立てを自己資金の中で最優先せざるを得ない」のだから、

●全ての面から見て、議員全体が「働けなくなる」し、「働きにくくなる」ではないか！

これは余りに酷いペテン論でしかない。

10 : 則武さんは「まともな議員も少数だがいるが、とんでもない議員が多いのは事実です」と言う。

■本来その事実から導き出さねばならないのは、「少数のまともな議員」を維持拡大し、「多くのとんでもない議員」を議会から退場させるためにはどうしたらいいか、「多くのとんでもない議員」に投票して当選させてきた有権者の意識行動を改善するにはどうしたらいいか、という事だが、則武さんの論にはそれを真剣に検討した形跡が全くない。

議員として極めて無責任と言わねばならない。

以上で、河村追随議員の典型例としての則武さんへの批判を完了する。

13：●元阿久根市長の竹原信一氏：武人社長市議の正義感・低劣議員への報復心が炸裂し歪む

実を言えば、戸田は08年に「HPの選挙活用は合法！」論の諸野脇先生からの連絡で、竹原氏が市長選挙でブログ活用して問題視されている事を知り、支援のメッセージを送った記憶があります。

その時は「大いに結構」と好意を持ったのですが、その後強権的な職員クビ切りをして、裁判で解雇無効・復職命令出ても従わないという、およそ「憲法擁護義務を負う」公務員・行政トップとして許されない逸脱を重ねた事や、専決処分乱発、地域内での不毛な公務員バッシングなどから、竹原氏を橋下・河村と同列の（よりえげつない）「地域ファシズムの推進者」と判断して、厳しく反対する立場に変化しました。

端的に言えば、防衛大卒で航空自衛隊で5年間幹部を勤めた「武人」で会社社長の竹原氏が、阿久根市議になって議員達のけしからん実態を公開追及した事で愚劣な猛バッシングを受け、それへの怒りが強くて市議をわずか3年で辞めて市長になって復讐に転じたところから、竹原氏一流の「議員論」が発生しているように思えます。

正義感と自立心の強い竹原氏の市議時代の奮闘苦闘が、彼の判断を狭く偏ったものにしてしまったのでしょう。「苦勞が人を歪めてしまった」、ある意味痛ましい例だと思います。

まず、「日本の地方議会議員こそ『世界の超特権階級』だ！」と非難してやまない元阿久根市長の竹原信一氏の主張について。

彼は上に紹介したブログ記事

◎日本の地方議員は世界の超特権階級（阿久根市長 竹原信一のブログ）

<http://www5.diary.ne.jp/user/521727/>

で各国の状況を紹介した後に、

地方議会議員は議会においてどのような採決をしても個人責任を問われることなど一切なく（現実、行政の実際は無知で無責任極まる者が大多数）、極めて僅かな働きしかない。

にもかかわらず、有権者を上手に騙して票を入れさせたという能力だけを理由に、高い報酬と年金制度を享受している。日本の地方議会議員こそ「世界の超特権階級」と言うべきだ。

と言っている。

そう断じる竹原氏は、2005年に阿久根市議になった後、たった3年間市議をやっただけで市議を辞めた人だ。

防衛大学校を卒業し、航空自衛隊に幹部候補生として入隊して5年間務めて2等空尉で1988年で退官、帰郷して

親の経営する建設会社に就職し、一時期、同社代表取締役を務めた経歴を持つ竹原氏からすれば、他の議員達はぬるま湯に使った税金泥棒に見えたとしてもおかしくない。

市議時代に何か不正追及して熱心にピラマキ宣伝をしたりはしたようだが、議会・行政の改革を息長く進めるのではなく、「こんな馬鹿な議員共、職員どもと一緒にやっつけられるか！オレが市長になって一挙に変えてやる！」との短兵急な路線に走った。

防衛大卒で上意下達・命令絶対服従の自衛隊の幹部で5年、親の会社で社長もやって7年という経歴の中では、「命令即実行」こそ望ましく、話し合いの協議だのはまだろっこしく、また実際他の議員や職員がアホウに見えて仕方なかったのだろうと思う。

ついでに言えば、竹原氏は市議当時の自公自公政権による格差拡大・地方困窮化政治への批判観点は持っていないようで、だからこそ阿久根市の財政問題を「公務員賃金が高いから財政難になる」という歪んだ狭い観点からしか認識できないのだろう。

竹原氏は「無知で無責任極まる者が議員の大多数」という現実をどう変えていくのか、という課題に対して、一定数の議員が市民の多様な意識を反映するために必要であることや、議員が選挙で選ばれている事の重さ、無能議員を当選させる有権者の意識の変革も図らねばならない事などの「連立方程式」を全くすっ飛ばして、短絡的な考えと行動で対処

しようとした。

それが市長になってから自身のブログで「最も辞めてもらいたい議員」の投票を募ったり、「程度の低い人が何十人いてもダメ。質の高い人が10人以下でないと議論にならない」とか「職業議員が結託して、公務員と議員のための政治をしている」、「議員報酬は今の半分でも高すぎる」という言動につながっている。

また、2010年6月の専決処分で議員報酬を日当制にする条例改正までもやっている。

「今の議員は報酬に見合った仕事をしていないから報酬は日当制で十分だ」というわけだ。

たしかに阿久根市議会の実態が相当に酷く、竹原氏バッシングを執拗違法にやったり、職員組合の行政議会への影響力が強すぎるようだ、という面はあつただろう。

そこいらへんは市議時代のブログ記事から伺える。竹原氏が怒り心頭になったのも無理はない部分はある。

↓↓↓

<http://www5.diary.ne.jp/logdisp.cgi?user=521727&start=21&log=200609&maxcount=32>

<http://www5.diary.ne.jp/logdisp.cgi?user=521727&start=11&log=200704&maxcount=30>

■「懲罰・問責・辞職勧告・怪文書の嵐の中で闘ってきた」戸田から言わせれば、しかし、だからといってたつ

た3年でケツをまくって市議を辞め、今度は自分が独裁者になって何をやってもいい、という事にはならない。

市長になって自分に服従しない職員の懲戒免職で裁判の判決に反して地位回復を長らくさせなかつたりの法違反は「憲法擁護義務を持つ公職者」として許されない事だし、「市が補助金出してるのだから市長を体育協会の会長にしろ」と強要したりは、とんでもない事である。

また、2005年以降の、彼の市議時代・市長時代には「市長の高額な退職金はおかしい」という批判がなされるようになって、先進的な所では市長退職金が全廃や半減されているが（門真市でも05年市長当選の園部市長が自分について全廃を実行）、竹原氏は「改革」を言う割にはこれに関心が向かないようで、2009年不信任失職の時も2010年12月のリコール失職の時も、旧来の規定通りに退職金を受けている。

自分が市長の時に旧来の市長退職金条例には全く手を付けなかった、という事だ。

■竹原氏の市議時代のブログをざっと読んでみたが、

(<http://www5.diary.ne.jp/logdisp.cgi?user=521727> の2006年~2008年の分)

議会や行政の腐敗、政務調査費や視察問題は熱心に書いているが、種々の議案や国が降ろしてくる種々の制度への説明や批判、自分がそれら議案にどう対応したかの報告はほとんどない事に気づいた。

という事は、後期高齢者医療制度だとか何だとかの、戸田が説明批判し、行政に突っ込み反対してきた山ほどの議案に対して、竹原氏はほとんど批判対応をしていないということなのだろうと思うほかない。

議会でのいろんな攻撃と闘いながらも山ほどの議案を説明批判してきた戸田と、その点がだいぶ違う。

●・・・という事は、竹原氏が興味関心を持って調べ、研究して行なった行政チェックと市民啓発は、戸田に較べてかなり狭い範囲の事なのではないか、と推測される。

そして、「自分が社長をやった事もある親の会社」をバックに持つ竹原氏は、議員報酬がなくても生活していけるくらいの経済基盤があるのではないかと推測される。

だからこそ、「議員は日当制でもいい」とか「議員報酬は今の半額でも多すぎる」とかの発言が簡単に出てくるのではないかと推測される。

竹原氏の市議時代の議会での発言を点検してみれば、彼が様々な社会問題や制度政策に対してどの程度の知識や見

識を持って議員をやっていたのが、はっきりするだろう。

- 九州にも「真剣議員」はそこそこいるのだが、竹原氏はそのような議員と出会わなかったのだろう。(戸田も「08年市長選でのブログ活用事件」で人から教えられるまで竹原氏の存在を知らなかった)
そして阿久根市や周辺の「野党議員」と言えば共産党議員だけで、これが竹原氏からすれば「職員労組の回し者でしかなく、議員としての見識がない」と思える状況だったのだろう。

ここらへんが竹原氏の「不幸」かもしれない。

正義感の強い竹原氏の阿久根市議時代の奮闘苦闘が、彼の判断を狭く偏ったものにしてしまったように思える。

「苦労が人を歪めてしまった」例ではないだろうか。

14：◆飯島英規氏：兼業市議で挫折し天職見つけ、片手間議員を理想に市議再挑戦つて変だよ

群馬県桐生市の市議を1993年から2001年まで2期8年体験した飯島英規という人がいて、自分のブログで「地方議員はボランティアでやるのが世界の常識」という事を盛んに宣伝しています。

「ボランティアは世界の常識」：飯島英規(いじま ひでき)

<http://www.office-ijima.com/gaiyou.php>

戸田は全然知らなかった人ですが、「元市議会議員が、諸外国の例を出しながら地方議員ボランティア論を説いている」ということで、影響力があるかもしれないので、この人の主張を分析して批判していきます。

書かれているものをいろいろ読んで、最初は真面目な人だと思っていたのですが、よく考えてみるともの凄くおかしいのです。端的に言うならば、

- 1：保険屋さん兼業で市議をやって議会行政の改善が出来ず、議員に挫折して8年で引退した人が、その後

「司法書士」を自分の天職として見いだして仕事しているのに、なぜか司法書士も保険屋も続けながらの

「片手間市議」になりたくなくて、「地方議員は兼業ボランティアでやるもの」という主張で合理化し

ながら、今年4月の市議選挙で市議になろうとしている。

- 2：司法書士で十分に充実している彼が、なぜ、今の仕事を続けながら市議になりたくなったのか、合理的な動機が不明。

- 3：「議員を天職と考えて専業で全力投入しよう」と考えている人々を踏みにじって、「本業で稼ぎ、議員は片手間でやる」ことを前提にして「議員報酬ダンピング主張」(=議員ボランティア論)を売り物にして市議の座を獲得しようとしている。

- 4：自分を正当化するために、竹下譲先生の本を歪曲して紹介している。

竹下先生は「自治体議員は専業で議員職に専念すべきだ」と論じ、「イギリスの地方議員が名誉職で無償・低報酬というのは20年前の話で、その後は有償高額化していることをちゃんと知るべし」と強調しているのに、

その肝心な部分を全く紹介せずに、「地方議員はボランティアでやるのが世界の常識」というデマ主張を宣伝している。

飯島氏の主張は、

■A：働き盛りの現役サラリーマンが議員を兼業できるようにすべき。

(この階層が税金を主に負担し、かつ現実の社会を支えているので)

■B：そのためには、議会を夜間や休日開催にしないとイケない。

■C：議員報酬は、欧州のようにボランティアにする。(または時給制や日当制)

◆無報酬で働く姿は市民の敬意と理解を広げ、議会の権限強化にもなる。

■D：議会改革のポイントは「住民参加」と「議員同士の自由討議」。

議会を議員、町長、住民などが自由に交流し討論する場と位置づける。

(欧米のように。竹下譲氏が説くように。北海道栗山町議会のように)

◆E：河村名古屋市長を尊敬する。橋本知事も、自ら政党を興して複数の人で議会に戦いを挑むという意味で支持する。
が、竹原市長(元)は、議会制度を無視して専決処分を繰り返す独善なので不支持。

◆F：議会の自己改革が期待できないので、河村・橋下流も已むを得ない。

その人の主張を分析するのに欠かせないのが、その人の経歴や体験、経済事情などとの関係の分析。これをしっかりやるのが唯物論的社会学の常識です。

◆まずは、飯島さんの経歴から◆

・飯島英規の政治活動ホームページ <http://iijima-hideki.com/>

・「ボランティアは世界の常識」<http://www.office-iijima.com/gaiyou.php>

代表者プロフィール：飯島英規(いじま ひでき)

昭和35年1960年：群馬県桐生市に生まれる

昭和54年1979年：県立桐生高等学校卒業

昭和58年1983年：新潟大学法文学部(法学科)卒業

・社会党の衆院議員：永徹代議士の公設第一秘書

平成5年：1993年：生命保険募集・個人代理店開業(33歳)

★桐生市議会議員に当選。

平成13年：2001年：▲市議会議員を引退(2期8年)

平成15年：2003年：司法書士試験合格(43歳)

以降、生命保険代理店と司法書士を兼業。

★今年4月の桐生市市議選に再挑戦し、議員復活を狙って活動中!

<http://www.office-iijima.com/archives/2011/01/15024217.php>

飯島氏の特徴について記します。

1：★市議引退後に「司法書士」という仕事を自らの「天職」と考えて、「弱者の味方に立つ良心的な人」である事は、間違いないと思う。

◆額が少ない為弁護士が相手にしない小さい訴訟を影で支える「司法書士」を生涯の仕事として選択し、「理不尽が許せない!」という気持ちから、多重債務者の援護活動を重ねてきた。

「ぐんまクレジットサラ金問題対策協議会」にも参加してきた。

2：市議を2期で引退したのは、桐生市議会が愚劣議員の巣窟みたいな所で嫌気がさしていた事に加え、尊敬してきた先輩議員が議長の際に不倫と母娘セクハラで訴えられて事実認定され、本人の事実無根主張を信じてかばってきたのに裏切られたショックなどからだった。

事件が加害者議員イニシャルで大きく報道された時に、たまたま同じイニシャルだった自分が市民から疑われて、それで自分への市民評価はそんなものかと愕然とした、という精神的打撃もあったらしい。

真面目で繊細な心の持ち主故に、市議を続ける気が失せたと言えるだろう。

◆そういった評価をした上で、しかし批判は批判できちんとしておかなければいけない。

3：■飯島氏の市議時代は、「保険屋さん兼業の片手間議員」だったと言わねばならない。

「議員の副業としての保険屋さん」、「もしくは保険屋さんをしながら議員もやる」、というのは時々あるパターンで、それは「個人での保険代理店」と議員の二つの職業が、業務時間や労力配分において両立させやすい事と、「顧客と獲得」=「支持者作り」としやすいためである。

実は、戸田も他市の議員に勧められて、「損害保険の代理店」をやろうとして資格を取った事がある!

しかし、戸田の場合は議員活動が多忙で、保険業との兼務を結局断念した。

◆しかし飯島氏は、保険代理店と議員をしっかりと兼業させたのであり、それはつまり「その分、議員活動にかけた労力は少なかった」という事である。キツイ言葉で言えば、「兼業の片手間議員」だった、ということだ。

4：市議としての飯島氏について、戸田からみたら「大したことないなあ」と思う理由がある。

例えば飯島氏は議会質問に関して、ブログで、「質問の中身をお役所にあらかじめ報告して、議員が報告の通りにお役所（行政）に一方的に質問（朗読）し、お役所が答える」だけで、議会は「儀式的会」だ。と書いている。（ブログ：一度議員をやめた人間がなぜ語るのか?…）

■これを読んで、戸田は、「飯島氏は議員としての腕前が弱く、議会質問を活用して行政を改善していく事が出来なかったんだなあ」と判別できた。

■戸田に較べれば、飯島氏は当局者への攻め方が全然分かっていない。「原稿の読み合わせ」をこちらが活用して当局を改善させていく醍醐味が全然分かっていない。

5：2007年初当選の庭山由紀さんは、議会の問題をいろいろ指摘したために問責だの懲罰だのと酷い攻撃を受けている。（それへの怒りの余り、「竹原市長支持！」という間違った方向に走ってしまったが・・・）

飯島氏の市議時代は、他の議員の愚劣さ横暴さは、さらに酷かったはずだが、飯島氏は問責や懲罰などの攻撃は受けていないようだ。

◆つまり、飯島氏は「良心的だがおとなしい議員」であって、議会改革のために体を張った闘いはしてこなかった、という事である！

飯島氏はこうも書いている。

「議会は言論の府。正論が通るはずだが、それ以外の理屈で動くことが多かった。・・・ものすごくフラストレーションがたまり、ストレスも感じた」。

「定数26のうちの一人にしかすぎないと悩み、“1分の1”のできる仕事へと思いが強くなった。」

（“1分の1”に充実感 市議2期を務め司法書士の道へ） <http://ijima-hideki.com/press.html>

◆つまり飯島氏は、市議会議員という仕事にやりがいを感じられず、燃焼できなかったのだ。

■きつく言えば、飯島氏は「たった1人であっても断固闘って議会を改善してやる！」という情熱気概と戦闘力に欠けていたのであり、優しく言えば「（桐生市議会では）議員に向いていなかった」のである。

6：■飯島氏は「議員を天職と考えて全力投入する」タイプの議員では全然なかった。

だから「先輩議員を信じていたのに裏切られた。こんな汚れた議会に身を置きたくない」、という理由で2期8年で引退したのである。

彼が引退の件でいろいろ書いている事、議会で述べた事は、かなり自分を美化していると思う。

7：議員引退後は、生命保険代理店は継続しながら、今度は「司法書士」という仕事を「非常にやりがいのある仕事」として見いだして全力投球している飯島氏だが、いったいなぜ、保険屋と司法書士を続けながら桐生市議に復活したくな

たのか、さっぱり分からない。

8：■飯島氏が今度やろうとしているのは、最初の市議時代よりもずっと「片手間度合」いが強い、つまり行政チェックにかける労力がもっと少ない議員パターンである。

9：■現代の自治体の行政チェックをする業務がどれほど広範囲で大変な事かは、まともな議員体験者であれば知っているはずなのに、それを「片手間仕事」でよしとするのは、不誠実以外の何ものでもない！

10：「現役会社員層の存在が議会に反映されていない」のはたしかで、それを反映させる必要がある事もたしかだが、

★それは、「会社員が身分保障されて休職して選挙に出れる・議員になって落選・引退したら会社の元の地位に復職で

きる」制度の確立としてすべき事であって、会社員が会社の仕事を抱えたまま議員をやる事ではない！

◆だいたい、日本の会社員が夜6時や7時にちゃんと議会に出席出来るのか？

休日議会出席でその人や家族の休日を大幅に削っていいのか？

会社の業務とつき合いと各種研修、そして家族個人の生活以外に、行政資料を読みこなし、考え、調べる時間や体力がどれほど残っているというのか？！

■「現役会社員で議員をやるべし」という主張は、まさに実行不可能な空論であり、「議員を単なるコメンテーターに落とす」ための愚論でしかない。

11：飯島氏が復帰しようとしている桐生市議会は、かつて飯島氏が挫折させられただけでなく、今なお愚劣議員の巣窟で、「まともな議論が通じない」所であることが明白だ。

(飯島ブログ：会派政治に異論 庭山市議の問責決議～や、桐生市の新人女性市議・庭山さんの「由紀日記」

<http://www5.diary.ne.jp/user/542857/> など)

■そんな酷い議員達が牛耳っている議会・そこと癒着している行政の世界に「前回以上の片手間仕事議員」が復帰しても、何も改善できるはずがないだろう！

しっかり全力で「議員業務一本で」闘わないと改善できるはずがない。

◆飯島氏は、竹下先生の本を引用したり、北海道栗山町の議会基本条例を引用したりして、「住民も参加する議会」だとか「議員どうしが討論する議会」だとかをあるべき議会として描いている。

(ブログ：現役サラリーマンを議場に 他県に学ぶ議会基本条例 <http://ijima-hideki.com/press.html>)

■しかし、そんな桐生市議会の現実、そんな話は問題外だろう。まずは議員職一本で改革に全力投球する「真剣議員」の闘いで「普通にまともな議会」にしていく事が現実課題ではないのか！？

ロクに闘えるはずもない「片手間議員」として市議復帰を狙いながら理想議話を語るのでは、まさに机上の空論でしかない。

飯島氏が語るべき事は、低劣な桐生市議話を改善させるために自分が実行する具体方策であるはずだが、それは何もないようだ。

※一度挫折して桐生市議話を去ったのだから、よほどの戦闘力が無いと「負け犬をまたいたぶってやれ」と舐められるだけである。挫折のハンデは小さくないはず。

12：飯島氏は竹下先生の本を詳細に読んでいる。ブログでも「フランスの市町村議会議員の総数は、およそ51万にものほり、人口120あたり一名の割合となっている」とも書いている。

<http://www.office-ijima.com/archives/2010/12/08042916.php>

◆普通、それを知ったら人口12.8万人の桐生市なら議員が1066人(!)という事実の当然気づいて、「そんなに議員数が多かったら公費負担は無理だよなあ」と思うだろう。(イギリスの例でも同様に)

■ところが飯島氏はそういう「当然考えるべき事」にはいっさい触れずに、「フランスでは地方議員は無償だ」、「イギリスでは無償化低報酬だ」、とだけ宣伝する。

これは、歪曲宣伝であり、ペテン論法だ！

13：竹下先生は、

こういう議員の職務は、たとえ能力があっても、片手間に出来ることではない。

それこそはフルタイムで議員の職務に没頭することが必要である。

また、議員が「住民の代表」としての任務を果たすためには、世の中の動きにも通じていなければならない。・・・

(地方議会 その現実と「改革」の方向 : はじめに : 5~6 ページ) >

イギリスについては、

- ・・・その他の地方議会でも、ある程度の金額の報酬が出るようになってきている。しかも、それが、年々、引き上げられているという状況にある。
- ・・・イギリスの地方議会が議員報酬を出すようになったのは、こういう事態の解決策でもあった。
- ・・・「兼業議員」を主張するマスコミや論者は、こうしたことを考えたことがあるだろうか？

安易に、イギリスの事例を、しかも過去の事例を引っ張り出すのは、住民に誤解を招く危険性が高いというべきである。 (地方議会 その現実と「改革」の方向 : 98~101 ページ)

と強調している！

■ところが飯島氏は、竹下先生らの本をいろいろ読んでいながら、こういう重大な部分を隠ぺいして「ボランティアは世界の常識」と謳って「諸外国の例」を歪曲紹介し続けている！ まさにペテン論法だ！

14 : 飯島氏が桐生市議の座を求め理由は、最も好意的に考えても「現役会社員も議員をやる事例を増やすため」としか考えられない。(他の欲望を除外したら)

◆しかし、自分で仕事段取りを調整できる司法書士と上司の命令で働く会社員では、事情が全く違う！

現役会社員のまま議員になっても議員業務などは出来ない。

■会社員よりは動きやすいとは言え、保険屋・司法書士を本業として顧客に責任を負う立場での「片手間議員」が桐生市議会に混ざっても、議会改革には何の役にも立たない！

桐生市議会を改革するのはそんな甘いものではない。

◆飯島氏の出馬自体が、議員一本で全力で改革しようとする人材の妨害物になる！

<結語>

以上見たように、飯島氏の主張や行動は、ナンセンスな空理空論であり、かつ有害なものだと言わねばならない。氏は司法書士として人助けする事に専心すべきである。

参考：飯島氏の記述：

◎河村さん、橋下さんと竹原さんの違い。独善的という言葉。(平成23年1月19日)

<http://www.office-ijima.com/archives/2011/01/19044258.php>

◎地方政治改革の処方箋：議会ボランティア論 <http://ijima-hideki.com/press.html>

◎政治との決別宣言 (不出馬宣言) −<http://ijima-hideki.com/press.html>

◎“1分の1”に充実感 市議2期を務め司法書士の道へ

◎多重債務の被害者を救う ぐんまクレジットサラ金問題対策協会

◎夜間議会の提案 (3本とも <http://ijima-hideki.com/press.html>)

~~~~~

## 15：●矢祭町の日当制は全議員が兼業ゆえの特殊例、議会機能向上と無縁で手本にならない

議員日当制への移行というのは、全員が兼業議員だった事で出来上がっていた「議員観」の延長でなされた苦肉の経費削減策であって、議会の機能を向上させるものでは全然なく、従って「望ましい議会」のお手本になるものではない、と戸田は判断します。

### ◆：矢祭町の町議会議員は、全員が農業や会社員などの職業を持つ兼業議員だった！ (94 ページ)

町議会の報酬はどこでも安いので、本業を持っていないと家計も活動費も維持できないから、「片手間議員」をやらざるを得ず、だから矢祭町の議員達は「本業の合間に出来る範囲での審議や調査しかして来なかった」のだし、「議員とはそういうものだ」という共通認識を議員も住民も持って来ていたのだ。

そういう長年の状況があるからこそその「議員日当制への移行」だったし、「日当制になっても議員活動に支障はない」という認識が生まれていたのだ。

ここにもし、専業議員がいて調査や啓発にそれなりに金を使って頑張るBという議員がいて、住民からも高い評価を受けていたとしたらどうだろうか？

「日当制への移行」はその議員の生活と活動を破壊する事は明白だから、当のB議員からはもちろん、住民からも「日当制移行はB議員潰しになるから反対だ！」という声が出ていたことだろう。

そうであれば、そこらの自治体よりはずっと見識の高い町長・議員・職員・住民のいる矢祭町では、そういった事情や声を尊重して、「議員日当制」の実施はしなかったはずである。

■一言で言えば、矢祭町での議員日当制移行は、全議員が兼業議員であったからこそ容認されたものだった、ということだ。

~~~~~

16：■結語：議員ボランティア論を吹くのは、やはり資産家・事業者・片手間議員達でした！

以上見てきたように、「(自治体) 議員はボランティアでやるべし！」論、もしくは「低報酬でやるべし」論を吹いているのは、いずれも

- ・資産家、
- ・事業経営者
- ・本業を別に持っている「片手間議員」
- ・「政党特権」を享受する政党人

達である事が判明しました。

彼らはいずれも、自分が自由に使えるお金と時間を余分に持っている人間達です。

■このような連中が吹聴する「議員ボランティア論」は、「普通の市民が議員になって活動する」という民主主義の基本

原則を破壊するものであり、「普通の市民あがりの議員」を消滅させる」ものであって、絶対に許す事はできません。

(今の法律では)

●A：議員が献金によって生計を立てる事も、生計の補助とする事も違法、

●B：議員が行なう活動を献金で賄うことも違法。

(献金で賄えるのは、議員の後援団体の「団体としての活動」のみ)

なのですから。

また、「議員ボランティア論」は「議員活動に金をかけられない議員＝質の低い議員」を今よりずっと増加させてしま
う事にもご注意下さい。

↓↓↓

■「地方議員は献金でやれ」論のウソ：献金を生活費や議員活動費に充てたら違法だぞ！

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=6125;id=#6125>

☆さらに、「日本の地方議員の報酬は異様に高すぎる！」論については、諸外国では、

- ・自治体規模が非常に小さい
- ・自治体議員の人数が日本とは桁違いに多い
- ・自治体議会のあり方が全然違う。
- ・住民自身の行政チェックへの関わり方が日本よりずっと高い。

議案書を住民にも事前配布・住民も審議に参加する（一般住民と議員との違いが日本より少ない）

- ・議員がチェックする範囲や性質が違う。
- ・従来地方議員が「名誉職」扱いだった国でも、近年有給専門職化してきている。
- ・会社員や公務員の身分を保持したまま（退職せずに）議員になって、議員を辞めたら元の地位に戻る制度
の国もある。

などの条件がある事を無視した歪曲論議でした。

17：◎議会費のデータを紹介：夕張市 0.11%・大阪市 0.18%から清川村 3.35%・・・

議員報酬もその中に入っている「議会費」について、データを紹介します。

↓↓↓

- ・地方自治総合研究所（自治労系） 2009年8月のコラム：民主主義のコスト 武藤博己
<http://www1.ubc.ne.jp/~jichisoken/column/2009/column200908.htm>

最近、ある自治体で特別職の報酬についての審議会にかかわった。首長や議員の報酬を検討する委員会である。

また、本年7月26日に「市民と議員の条例づくり交流会議」の最後のセッションで議会改革についてのコメントを求められた。

そんな経験から、ここでは「民主主義のコスト」について考えてみたい。

民主主義のコストとは、民主主義を機能させるために必要な経費である。選挙の経費や議会の運営費がそこに含まれるであろう。

選挙の経費については、選挙人名簿の調製や選挙の実施の費用（掲示板の設置、選挙公報の発行・配布）など、選挙管理委員会にかかわる公費のほかに、立候補者が自らの選挙運動に費やす私費がある。

私費については、人によって異なるので、そもそも積算することが可能かどうか、また何を積算すべきかについても難しい問題がある。

いずれにせよ、これらはすべて民主主義のコストであることは間違いない。

また、選挙は国、都道府県、市町村別に行われるが、国は衆議院と参議院、自治体については首長と議会議員の選挙に分けられる。

また政党助成金も多くは選挙に使われるのであろうが、民主主義のコストであり、さらにはマスコミの選挙関係費用や国民が投票するための

学習や投票所まで出かけていく時間・労力も、民主主義のコストとして含めることができる。

最高裁判事の国民審査も民主主義のコストに含まれるが、衆議院議員総選挙と同時に実施されるため、コストは少ない。ちなみに、この8月の総選挙の経費は683億円であるという。

民主主義のコストとは、これらのコストをすべて積算して、GDPに占める割合を出して、国際比較するのが一番わかりやすいかもしれない。しかしながら、そのためには、何をコストと考えるかをしっかり整理しなければならないので、その作業は今後の課題とし、ここでは、自治体について考え、一般会計に占める議会費の割合を一つの民主主義のコストの例として見てみたい。

議会費には、議員報酬、政務調査研究費、費用弁償、議長交際費、印刷製本費、事務局人件費等が含まれているが、選挙費用や議会の施設費は含まれていない。

一般会計に占める議会費の割合は、一般的には自治体の人口規模によって異なってくる。規模が大きければ、議会費の割合が小さくなっている。

規模の大きい政令指定都市や中核市は一般市とは仕事が変わっていることから、財政規模も大きくなり、議会費の割合が相対的に低くなっている。

『平成19年度市町村決算状況調』で具体的に見ると、政令指定都市では、大阪市の0.18%がもっとも低く、ついで横浜市0.22%、札幌市の0.23%と続き、高いほうでは、さいたま市の0.40%、浜松市の0.37%、千葉市の0.36%となっている。政令指定都市の平均は0.29%である。

一般市については、もっとも低いのが夕張市の0.11%であり、群を抜いて低くなっているが、その他の市では、旭川市・長岡市・柏崎市の0.41%で、政令指定都市の高いほうと同じである。

高いほうでは、勝浦市の2.16%、下妻市の1.85%、小美玉市の1.73%、村山市・逗子市の1.72%などとなっている。

東京特別区については、江戸川区・世田谷区の0.40%が低いほうで、千代田区の1.11%、渋谷区の0.86%が高いほうである。特別区の平均は0.57%である。

市・区の全体の平均は0.85%であるが、0.8%から1.1%の間にある団体が全体の半数を占めている。

他方、町村については、低いほうでは島根県奥出雲町0.52%、宮崎県美郷町の0.58%、鹿児島県十島村の0.62%などであり、高いほうでは沖縄県渡名喜村の4.14%、京都府笠置町の3.45%、神奈川県清川村の3.35%などとなっている。町村平均は1.36%であるが、1%から2%の間にある町村が全体の8割を占めている。

さて、こうした議会費の割合から考えると、議会改革の推進、議会の活性化という観点からもう少し民主主義のコストを高めてもよいといえる場合があるように感じられる。逆に、節約が必要な場合もある。

では、どのあたりが望ましいのであろうか。上の事例から考えて、一般市では1%、町村では2%というような目安としての数値を出すことが可能であろうか。

もっとも、ここでは、議会改革の推進という立場から、このような数字ならば民主主義のコストとして市民・住民に納得してもらえるのではないだろうか、という希望的推測値にすぎない。さらなる議論が必要である。

(むとう ひろみ・法政大学大学院政策創造研究科教授)

18：▲無所属への献金で説明不足の部分を補足。

1：無所属議員・候補は、国民個人からと後援会などの団体（法的には「その他の政治団体」）からのみ寄付を受けられる。

（正確に言えば、自分の選挙区外の他の議員・候補者や「資金管理団体」からも寄付を受けられるが、門真市議レベルの話ではこれは略して考えてもよい）

ただし、いずれも、現金寄付を受け取れるのは選挙運動に関してだけで、日頃の政治活動に対しては現金を受け取れず、物品寄付を受け取れるだけ。

2：国民個人は、無所属議員・候補に寄付が出来るが、現金を寄付出来るのは選挙運動に関してだけで、日頃の政治活動に対しては物品を寄付できるだけ。

また、無所属議員・候補の後援会などの団体（「その他の政治団体」）に対しては選挙活動のためであれ日頃の政治活動のためであれ、現金寄付ができる。

もちろん政党にも、その後援会など「その他の政治団」にも、選挙活動のためであれ、日頃の政治活動のためであれ、現金寄付が出来る。（ただし、政党の議員・候補者個人には現金を寄付出来るのは選挙運動に関してだけ）

3：政党の議員・候補は、「政党からの寄付」として、選挙活動であれ日頃の政治活動であれ、区別無く現金寄付を受け取れる。

（また、議員・候補個人としては、無所属と同じく国民個人からと後援会などの団体からしか寄付を受けられず、現金寄付は選挙活動のためのものだけ。正確に言えば、自分の選挙区外の他の議員・候補者や「資金管理団体」からも選挙活動限定で現金寄付を受けられるが、門真市議レベルの話ではこれは略して考えてもよい）

4：政党は、国民個人からも、企業からも、労組や「その他任意団体」からも、「その他の政治団体」からも、議員・候補者や「資金管理団体」からも、選挙活動であれ日頃の政治活動であれ、区別無く現金寄付を受け取れる

※話を分かりやすくするために、寄付金の上限とか「資金管理団体」の説明とかは省略しましたが、本質に影響はありません。

以上を整理すると、

●無所属議員・候補の場合：

- ・現金寄付を受けられるのは選挙運動に関してだけ。
- ・それも国民個人や自分の後援会（「その他の政治団体」）からだけ。

（正確に言えば、自分の選挙区外の他の議員・候補者や「資金管理団体」からも同様の制限で現金寄付を受けられるが、門真市議レベルの話ではこれは略して考えてもよい）

◆政党所属の議員・候補の場合：

◎「政党からの寄付」であれば、選挙活動であれ日頃の政治活動であれ、区別無く現金寄付を受け取れる。

- ・政党は、国民個人からも、企業からも、労組や「その他任意団体」からも、「その他の政治団体」からも、選挙区外の他の議員・候補者や「資金管理団体」からも、選挙活動であれ日頃の政治活動であれ、現金寄付を受けられるから、

◎実際的には「政党からの寄付」という形を通じて企業や労組、「その他任意団体」からも、選挙区外の他の議員・候補者や「資金管理団体」からも、選挙活動にも日頃の政治活動にも使える現金寄付を受けられるに等しい。

- ・国民個人や自分の後援会（「その他の政治団体」）、自分の選挙区外の他の議員・候補者や「資金管理団体」からの現金寄付は選挙活動限定。

↑↑ これって、無所属はメチャクチャ不利！しかも無所属は「政党交付金」を受けられないのに、規制だけが強くされている。法律による無所属イジメ、無所属差別と言うしかない状況です。

戸田の弾圧裁判でも主張しましたが、政治資金規正法で規制を厳しくしたのは、政党は国民の税金で「政党交付金」を受けるのだから規制をしようという事だったのに、無所属に対しては全く交付金を与えないで、しかも労組・企業・各種

任意団体などの一般的な団体からの寄付を全面禁止し、日頃の政治活動に対しては現金寄付を受け取れない、という縛りまで付けているのです。

一体全体、無所属議員・候補に限って労組・企業・各種任意団体などの一般的な団体からの寄付を許してはならないとか、日頃の政治活動に対する現金寄付を許してはならないとか、どういう「公益」や理屈に基づくものなんでしょうか？

そういう説明は政府からも司法からも、一度もされたことはありません。まさに「国を挙げての理由無き無所属イジメ」です。

※しかし、現実には政党所属で現職議員でない人＝議員報酬の無い人は政党や後援会その他の団体個人から受けるお金で生計を立てている場合が多いですね。(自分自身の資産や収入で生計を立てられる人以外は)

そこらへんはどういう仕組みや理屈立てになっているのか、また調べておきます。

しかし、そもそも自分や家族の生計を抜きに人間は生存も活動も出来ないわけで、議員や候補者を応援しての寄付で生計費も賄う事、支援者が「生計費の事は心配せずに活動に打ち込めるよう応援するぞ」と思って寄付する事が悪い事とは思えません。

寄付を遊興に使ったり、寄付金成金になって「買収政治」の資金にしたりするのは禁止するべきだとは思いますが。

19：◎解明：門真市の議会費は予算の0.7%、議員収入はその67%で予算の0.47%と判明、他

我が門真市の場合はどうなのか？ 門真市HP <http://www.city.kadoma.osaka.jp/> の > 統計情報 > 財政状況 <http://www.city.kadoma.osaka.jp/tokei/zaisei.html> > 【22年度予算】○一般会計 [歳出]

<http://www.city.kadoma.osaka.jp/tokei/pdf/22yosan/22yosan02.pdf>

で見ると判ります。

ただ、予算書記述の仕組みを知っていないと分からない部分もあるので、それを解説しながら、以下に紹介します。

また、年号は西暦に直し、「単位：千円」は「単位：万円」に戸田が直して紹介します。(こうしないと戸田も分かりにくいので)

※門真市HPでは昨年からHP容量を上げて、膨大なページ数を持つ予算書決算書類をHPアップし始めました。

秘書公聴課に聞くと「市HP開設が2000年だから、2000年度のものからものを全部アップすべく作業を進めてます」とのこと。

これって他市ではまだ少ない取り組みのようで、「ほとんどの市民は気づかない・膨大な作業量の仕事」で、「市民に情報提供すべし！」という確たる行政信念がないと出来ない事です。この面では門真市はいい仕事をしてます。

さて、(全て西暦と「単位：万円」に直して紹介。一部詳細略)

2010年度一般会計予算 <http://www.city.kadoma.osaka.jp/tokei/pdf/22yosan/22yosan02.pdf> で見ると、

・2010年度一般会計：議会費 3億6327万1千円 一般会計での割合：0.7%

・2009年度一般会計：議会費 3億7344万0千円 一般会計での割合：0.8%

である事が分かり、

さらに、<2010年度一般会計予算・歳出の詳細>

<http://www.city.kadoma.osaka.jp/tokei/pdf/22yosan/22yosan10.pdf>

の82ページ～84ページを見ると、

◎議会費：3億6327.1万円

1：報酬：1億5859.8万円

議長：799.2万円

副議長：761.4万円

常任委員長3人分：2160.0万円

- 議会運営委員長 : 720.0 万円
 常任副委員長 3 人分 : 2149.2 万円
 議会運営副委員長 : 716.4 万円
 議員 12 人分 : 8553.6 万円
 2 : 給料 : 3741.9 万円 一般職給 10 人分
 3 : 職員手当等 : 1 億 0304.6 万円
 扶養手当・・・、地域手当・・・、超勤手当・・・、通勤手当・・・、
 管理職手当・・・、期末手当・・・、勤勉手当・・・、住居手当・・・、
 児童手当・・・、子ども手当・・・、
 議員期末手当 : 7311.2 万円
 4 : 共済費 3577.7 万円 (うち、議員共済費 : 2598.7 万円 ほか略)
 5 : 災害補償費 : 0.1 万円
 9 : 旅費 : 662.3 万円
 10 : 交際費 : 50.0 万円
 11 : 需用費 : 280.9 万円 (うち印刷製本費 : 198.5 万円 ほか略)
 12 : 役務費 : 16.4 万円
 13 : 委託料 : 510.4 万円
 電子計算業務委託料 : 36.8 万円
 本会議速記反訳委託料 : 157.7 万円
 各委員会テーブル反訳委託料 : 131.9 万円
 会議録等検索システム委託料 : 72.3 万円
 議会だより配布委託料 : 111.7 万円
 14 : 使用料及び賃借料 : 8.4 万円
 18 : 備品購入費 : 7.4 万円 (庁用器具費 : 5.9 万円、図書費 : 1.5 万円)
 19 : 負担金補助及び交付金 : 1307.2 万円
 負担金
 全国市議会議長会負担金 : 71.9 万円、近畿市議会議長会負担金・・・、
 大阪府市議会議長会負担金・・・、河北省議会議長会負担金・・・、
 全国高速自動車道市議会協議会負担金 : 0.2 万円
 東部大阪治水対策促進議会協議会負担金 : 14.2 万円
 全国治水大会参加負担金・・・、議長会総会等参加者負担金
 交付金
 政務調査費 : 1188.0 万円

 となっています。(整理番号は支出分類別の区分番号によるもの)

◆このうち、議員 22 人の「報酬と手当」＝「収入」(税・諸控除込み)は、

- 1 : 報酬 : 1 億 5859.8 万円
 3 : 職員手当等 : の「議員期末手当」 : 7311.2 万円
 19 : 負担金補助及び交付金 : の、
 交付金 政務調査費 : 1188.0 万円
 の、計 2 億 4359.0 万円

この 2 億 4359.0 万円は、議会費 : 3 億 6327.1 万円の中で $67.0546\% \approx 67\%$ を占める。

予算の中で議会費が 0.7% だから、その 67% は、予算全体の中では $0.7 \times 0.67 = 0.469\% \approx 0.47\%$ を占める。

◆門真市の場合、議員の報酬手当は、2010 年度予算全体の 0.47% である。

▲さらに「議員のための支出」として「議員年金のための公費負担分」として、

- 4 : 共済費 : うち、議員共済費 : 2598.7 万円
 もあるから、これも加えて「議員のための支出」全部を考えると、その総額は、
 (報酬手当) 2 億 4359.0 万円 + (議員年金公費負担) 2598.7 万円 = 2 億 6957.7 万円

この 2 億 6957.7 万円は、議会費 : 3 億 6327.1 万円の中で $74.208\% \approx 74\%$ を占める。

予算の中で議会費が 0.7% だから、その 74% は、予算全体の中では $0.7 \times 0.74 = 0.518\% \approx 0.52\%$ を占める。

▲門真市の場合、「議員のための支出全体」は、2010年度予算全体の0.51%である。

なお、「議員共済費」の公費負担やその割合は、法律で決まっている事なので、門真市の裁量でこの金額を無しにしたり減らしたりする事はできません。

~~~~~

補足説明：

予算書の記述そのままでは、「議員1人あたりの収入はいくらか？」などが分かりにくいので、以下に解説します。

1：そもそも議会事務局職員（一般職公務員）と特別職の議員は全然別物だから、議員への支出は職員への支出と明確に区分すべきである。

が、現行制度では、議員への期末手当が「3：職員手当等」の項目（節）の中に混ぜられているので、普通の人には「議員報酬：1億5859.8万円」だけと誤ってしま、「議員期末手当：7311.2万円」に気づかない。

また、議員の政務調査費（1188.0万円）も「19：負担金補助及び交付金」の項目（節）の中に混ぜられているので、これも気づきにくい。

概要説明の書類では（節）の項目名と金額しか書かないから（議会事務局発行の「市政のしおり」の「議会費内訳」でも）、議員の期末手当や政務調査費が全く見えない。

●こういう書き方って、実質的には「議員への支出実態隠し」である！

2：法的には予算書のような区分なんだろうが、戸田にしたら（一般市民からしても）、

「議員ひとりあたりの報酬」と、「議長・副議長・委員長などになった場合の役職手当」に区分した方が分かりやすい。

現在の門真市の月額議員報酬は、

|           |           |                  |
|-----------|-----------|------------------|
| ・一般議員     | : 59.4万円  | ×12人             |
| ・議長       | : 66.6万円  | (一般議員+7.2万円)     |
| ・副議長      | : 63.45万円 | (一般議員+4.05万円)    |
| ・常任委員長    | : 60.0万円  | (一般議員+0.6万円) ×3人 |
| ・議会運営委員長  | : 60.0万円  | (一般議員+0.6万円)     |
| ・常任副委員長   | : 59.7万円  | (一般議員+0.3万円) ×3人 |
| ・議会運営副委員長 | : 59.7万円  | (一般議員+0.3万円)     |

※戸田は「せめて委員長・副委員長手当は全廃、議長副議長手当は大幅削減」を主張してきたが、与党議員はこれに全く応じようとしな。 [http://www.hige-toda.com/\\_mado04/todahaijyo/todahaijyo.htm](http://www.hige-toda.com/_mado04/todahaijyo/todahaijyo.htm)

3：「議員期末手当」も総額（7311.2万円）だけ見ても良く分からない。

これは各議員の月額報酬×（役職加算）1.2×4.15ヶ月で計算するので、議長などの役職について月額報酬が多ければ、その分期末手当も多くなる。

|       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| ・一般議員 | : 59.4万円×1.2×4.15=295.812万円                    |
| ・議長   | : 66.6万円×1.2×4.15=331.668万円<br>(一般議員+35.856万円) |
| ・副議長  | : 63.45万円×1.2×4.15=315.981万円                   |

- (一般議員+20.169万円)
- ・ 常任委員長 : 60.0万円×1.2×4.15=298.800万円  
(一般議員+2.988万円) × 3人
  - ・ 議会運営委員長 : 60.0万円×1.2×4.15=298.800万円  
(一般議員+2.988万円)
  - ・ 常任副委員長 : 59.7万円×1.2×4.15=297.306万円  
(一般議員+1.494万円) × 3人
  - ・ 議会運営副委員長 : 59.7万円×1.2×4.15=297.306万円  
(一般議員+1.494万円)

4 : 報酬と期末手当を合わせた議員それぞれの年間収入を計算すると、

- ・ 一般議員 : 59.4万円×12ヶ月+期末手当295.812万円=1008.612万円
- ・ 議長 : 66.6万円×12ヶ月+期末手当331.668万円=1130.868万円 (一般議員+122.256万円)
- ・ 副議長 : 63.45万円×12ヶ月+期末手当315.981万円=1077.381万円 (一般議員+68.769万円)
- ・ 常任委員長 : 60.0万円×12ヶ月+期末手当298.800万円=1018.800万円  
(一般議員+10.188万円) × 3人
- ・ 議会運営委員長 : 60.0万円×12ヶ月+期末手当298.800万円=1018.800万円 (一般議員+10.188万円)
- ・ 常任副委員長 : 59.7万円×12ヶ月+期末手当297.306万円=1013.706万円  
(一般議員+5.094万円) × 3人
- ・ 議会運営副委員長 : 59.7万円×12ヶ月+期末手当297.306万円=1013.706万円 (一般議員+5.094万円)

5 : さらに言えば、「議会選出の監査委員」は、「議会費」ではなく「総務費」から月額4.5万円、年間54万円の報酬が出されている。

また、「議会選出の農業委員会委員」は、「議会費」ではなく「農林水産業費」から月額2.8万円、33.6万円(×2人)の報酬が出されている。

これらも「市が議員に支出する費用」であり、報酬年額総計 : 121.2万円になる

6 : もうひとつは、「広域行政議会への派遣議員」報酬であり、月額1.2万円・年間14.4万円なので(議長をやると月1.6

万円・年間19.2万円、副議長をやると月1.45万円・年間17.4万円)

- ・ 守口市門真市消防組合議会議員 : 7人・・・年間100.8万円
- ・ 飯盛霊園組合議会議員 : 3人・・・年間43.2万円
- ・ くすのき広域連合議会議員 : 6人・・・年間86.4万円

総額 : 230.4万円 (+α)

が計16人の議員に渡されている。

(+α)は、議長や副議長に当たる議員がた場合の増加分。

直接の出どころは各広域行政だが、その予算は構成各自治体出す負担金から成り立っているのだから、実質的には門真市の予算から出されていると言ってよい。

■「派遣議員報酬の全廃」を、戸田はずっと主張し運動してきたが、共産党も含めて全ての議員がこれに反対してきた。

7 : さらに、「大阪府後期高齢者医療広域連合」の議会にも1人派遣されているが、

こちらは日当制で「1日1.3万円」になっている。

(たしか年3回開催だったと思うので、×3で年間3.9万円) これも実質的には門真市が出している金である。

■これも廃止すべき報酬だと思う。「市議の仕事の一環」ではないか。

8 : 最後に、門真市の場合は「付属機関」(総合計画審議会や生活環境審議会等 16 機関)

の委員に当て職として全議員が入っていて、議長・副議長だと9つも、委員長で3~5も兼任していて、出席1回につき8,400円の日当を得る。

ただ、これら「付属機関」は開催が不定期で、2~3年も開催されないものもあるので、その年にどの付属機関が開催されたかを調べないと、議員への報酬支出は判明しない。

■戸田はそもそも議員が「付属機関」の構成員になる事自体に反対している。

そこでの議員への日当は、もちろん廃止すべきである。

9 : 「一般議員でも月報酬が59.4万円、期末手当が295.812万円、年収1008.612万円」というと、「民間に較べて高すぎる！」とワーワー騒ぐ声が聞こえてきそうだが、「民間」と言っても松下の係長だと年収1500万円らしいし、戸田はこの金額が議員に対して高いとは全く思わない。

たしかに、大本議員のような「質疑も質問もしない」サボリ議員にこの金額は全く不要だが、マジメに行政チェックして市民への啓発活動もしている議員に対しては、これでも少ないくらいだと断言する。

問題は、今の法制度では「実績評価によって報酬に格差を付ける事が許されない」ので、報酬(月額)も、それを基にした期末手当も一律金額にしないといけない、という事だ。

政務調査費で「活動に実費」に支払う事は出来ても、「質疑質問を多くしたから」という評価や「議員として頑張ったから」という抽象的評価で報酬に差を付ける事が許されない。

だから「議員報酬を下げる」となると、マジメにやっている議員がまともに活動出来ない、場合によっては(介護や教育の費用などがかさむ議員は)家計も維持できない事になってしまう。

◆「悪化を駆逐するつもりが良貨を駆逐してしまう」事になり、行政の無駄をかえって拡大してしまう(行政チェックと市民啓発の機能が不足するから)。

(「手抜き議員」はタニマチがいたり、社長業などの収入があつたりするから、議員報酬が下がっても生活に困らず、議員を断念する事はない。マジメ議員が議員を続けられなくなった方が自分のサボリ具合が市民にバレないからいいと思っている)

~~~~~

20 : ■1999年に較べ一般議員の収入は額面126万、手取り推定150万円も減って600万円程に!

今まで誰もやらなかった詳細な調査をやってみました。

1999年度から2010年度までの11年間もの議員の報酬・期末手当・政務調査費の変化を調べたのです。

余りに煩雑になる事を避けるため、「一般議員」と「議長」だけを調べ、派遣議会報酬は除外しましたが、それでも十分に詳しく状況を把握できる調査です。

↓↓↓

(1994年6月から値上げして)

- 1999年度： 月額報酬(年額報酬)： 期末手当： 政務調査費：月(年間)
- ・一般議員 61.0万円(732.0万円)：×1.2×5.25ヶ月： 6.0万円(72.0万円)
 - ・議長 69.0万円(828.0万円)： "： "
- ほか出席手当：議員1人に議会出席1回2500円(戸田のみ受領拒否)
- 2000年度： (引き下げ)▼
- ・一般議員 61.0万円(732.0万円)：×1.2×4.95ヶ月： 6.0万円(72.0万円)
 - ・議長 69.0万円(828.0万円)： "： "
- ほか出席手当：議員1人に議会出席1回2500円(戸田のみ受領拒否)
- 2001年度： ▲(値上げ) (引き下げ)▼
- ・一般議員 66.0万円(792.0万円)：×1.2×4.75ヶ月： 6.0万円(72.0万円)
 - ・議長 74.0万円(888.0万円)： "： "
- ほか出席手当：議員1人に議会出席1回2500円(戸田のみ受領拒否)
- 2002年度： ▼(値下げ改訂) (引き下げ)▼
- ・一般議員 64.02万円(768.24万円)：×1.2×4.65ヶ月： 6.0万円(72.0万円)
 - ・議長 71.78万円(861.36万円)： "： "
- ★出席手当は廃止された!
- 2003年度： (引き下げ)▼
- ・一般議員 64.02万円(768.24万円)：×1.2×4.40ヶ月： 6.0万円(72.0万円)
 - ・議長 71.78万円(861.36万円)： "： "
- 2004年度：
- ・一般議員 64.02万円(768.24万円)：×1.2×4.40ヶ月： 6.0万円(72.0万円)
 - ・議長 71.78万円(861.36万円)： "： "
- 2005年度：
- ・一般議員 64.02万円(768.24万円)：×1.2×4.40ヶ月： 6.0万円(72.0万円)
 - ・議長 71.78万円(861.36万円)： "： "
- 2006年度： (引き上げ)▲
- ・一般議員 64.02万円(768.24万円)：×1.2×4.45ヶ月： 6.0万円(72.0万円)
 - ・議長 71.78万円(861.36万円)： "： "
- 2007年度：
- ・一般議員 64.02万円(768.24万円)：×1.2×4.45ヶ月： 6.0万円(72.0万円)
 - ・議長 71.78万円(861.36万円)： "： "
- 2008年度： (引き上げ)▲ (引き下げ)▼
- ・一般議員 64.02万円(768.24万円)：×1.2×4.50ヶ月： 4.5万円(54.0万円)
 - ・議長 71.78万円(861.36万円)： "： "
- 2009年度：(引き下げ)▼ (引き下げ)▼
- ・一般議員 59.4万円(712.8万円)：×1.2×4.35ヶ月： 4.5万円(54.0万円)
 - ・議長 66.6万円(799.2万円)： "： "
- 2010年度： (引き下げ)▼
- ・一般議員 59.4万円(712.8万円)：×1.2×4.15ヶ月： 4.5万円(54.0万円)
 - ・議長 66.6万円(799.2万円)： "： "
-

■1999年度と2010年度を較べると、

1999年度： 月額報酬（年額報酬）： 期末手当 : 政務調査費：月（年間）
・一般議員 61.0万円（732.0万円）： 384.3万円 : 6.0万円（72.0万円）
・議長 69.0万円（828.0万円）： 434.7万円 : ”
ほか出席手当：議員1人に議会出席1回2500円（戸田のみ受領拒否）

2010年度：（引き下げ）▼ :（引き下げ）▼ :（引き下げ）▼
・一般議員 59.4万円（712.8万円）： 295.812万円 : 4.5万円（54.0万円）
・議長 66.6万円（799.2万円）： 331.668万円 : ”
※出席手当は2002年度から廃止

<差額>： 月額報酬（年額報酬）： 期末手当 : 政務調査費：月（年間）
・一般議員 ▼1.6万円（▼19.2万円）： ▼88.488万円： ▼1.5万円（▼18万円）
→この分での年間差額計▼125.688万円
・議長 ▼2.4万円（▼28.8万円）： ▼103.032万円： ▼1.5万円（▼18万円）
→この分での年間差額計▼149.832万円

■議長の収入が減るのはいいとしても、一般議員の収入が1999年度と較べて125.688万円も減っているのには驚きました！

2010年度の一般議員の年報酬+期末手当+年間政務調査費の合計は、
年報酬712.8万円+期末手当295.812万円+年間政務調査費54万円=1062.612万円
1999年度は、
年報酬732.0万円+期末手当384.3万円+年間政務調査費72万円=1188.3万円

●1999年～2002年頃は、戸田の手取りが年間750万円程度だったと記憶しますが、その後期末手当が減り、政務調査費が減り、国保年金や税金も上がり、議員年金共済天引きに至っては年間約38万円も増えてしまったので（年間約150万円近い天引きに！）、今議員になったら手取り600万円くらいでしょう。

手取りで150万円も減額！

これは戸田がバリバリ活動し、通信を発行し、バイト専門家でHP更新を活発にするには非常に苦しい金額です。

以前にやっていたような「門真市内外2000～3000人の人に通信を郵送する」=1回の諸費用計30万円くらいかかる市民啓発を年に2～3回はやる、というような事はもう無理と思わざるを得ません。

かつてのようにバイト常勤スタッフを雇う事などは絶対に無理ですね・・・。

また、子どもや介護の必要な家族を抱えた人が「家族生活も議員活動もしっかりとやる」には心許ない金額です。

「選挙で落ちたらペア」の生活ですし。

~~~~~



## 21: ◎戸田の議員報酬等と天引き分詳細はここに紹介してます (06年8月分まででした)

扉「12の窓」の(4) #市政や国政の問題あれこれ#[http://www.hige-toda.com/\\_mado09/mado04\\_index.htm](http://www.hige-toda.com/_mado09/mado04_index.htm)  
の右上の \*戸田の議員報酬すべて公開しています! '99~05/09/02up  
[http://www.hige-toda.com/\\_mado04/housyuu/toda.html](http://www.hige-toda.com/_mado04/housyuu/toda.html)

に詳細を報告してました。昨日偶然「発見」しました。(それまで忘れてました)  
ただ、06年8月分まででした。

何でかなあ〜?と考えてみたら、合併阻止闘争と一緒に闘った常勤スタッフさんが退職されて、次の臨時スタッフへのこの部分の引き継ぎがされていなかったのと(戸田HPの作業は膨大にありますからこの部分が後回しになったのでしょうか)、戸田自身がこの部分を忘れてしまっていたためだろうと思われます。

今になってみると非常に貴重な資料です。

全部コピーすると余りに長文になって字数オーバーになってしまうので、参考として後半1/3ほどを転載します。

↓↓↓

★ 戸田の議員報酬一覧 ★ ( ) 内は、支払い額です。

[http://www.hige-toda.com/\\_mado04/housyuu/toda.html](http://www.hige-toda.com/_mado04/housyuu/toda.html)

- ★ 2006年 8月18日 議員報酬 640,200 手取り 407,390  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,860 所得税 31,250 市府民税 45,600 議員慶弔会費 500)
- ★ 2006年 7月18日 議員報酬 640,200 手取り 407,390  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,860 所得税 31,250 市府民税 45,600 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2006年 7月15日 政務調査費 180,000
- ★ 2006年 6月10日 期末手当 1,632,510 手取り 1,333,783 (共済年金 61,600 所得税 217,127)
- ★ 2006年 6月18日 議員報酬 640,200 手取り 407,090  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,860 所得税 31,250 市府民税 45,900 議員慶弔会費 500)
- ★ 2006年 5月18日 議員報酬 640,200 手取り 461,100  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 13,860 所得税 400,40 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ★ 2006年 4月18日 議員報酬 640,200 手取り 461,100  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 13,860 所得税 400,40 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2006年 4月15日 政務調査費 180,000
- ★ 2006年 3月18日 議員報酬 640,200 手取り 461,100  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 13,860 所得税 400,40 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ★ 2006年 3月18日 議員報酬 640,200 手取り 409,130  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,580 所得税 31,290 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ★ 2006年 2月18日 議員報酬 640,200 手取り 409,130  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,580 所得税 31,290 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)

(誤)※2006年1月の議員報酬と政務調査費が欠落しています。

この時期は戸田が不当逮捕されて接見禁止勾留をされていて、スタッフさんが1人で事務所とHPを切り盛りしていたので手が回らなかったのでしょう。

- ★ 2005年 12月18日 議員報酬 640,200 手取り 367,286  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,580 所得税 73,134 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ★ 2005年 11月18日 議員報酬 640,200 手取り 412,600  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,580 所得税 27,820 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ★ 2005年 10月18日 議員報酬 640,200 手取り 412,600  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,580 所得税 27,820 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ★ 2005年 9月18日 議員報酬 640,200 手取り 412,600  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,580 所得税 27,820 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ★ 2005年 8月18日 議員報酬 640,200 手取り 412,600  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,580 所得税 27,820 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2005年 7月15日 政務調査費 180,000
- ★ 2005年 7月15日 議員報酬 640,200 手取り 412,600  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 74,580 所得税 27,820 市府民税 44,100 議員慶弔会費 500)
- ★ 2005年 6月10日 期末手当 1,613,304 手取り 1,348,736 (共済年金 80,650 所得税 183,918)
- ★ 2005年 5月18日 議員報酬 640,200 手取り 462,200  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 13,580 所得税 35,620 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ★ 2005年 4月18日 議員報酬 640,200 手取り 462,200  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 13,580 所得税 35,620 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2005年 4月15日 政務調査費 180,000

- ★ 2005年 3月18日 議員報酬 640,200 手取り 418,120  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ★ 2005年 2月18日 議員報酬 640,200 手取り 418,120  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2005年 1月20日 政務調査費 180,000
- ★ 2005年 1月18日 議員報酬 640,200 手取り 418,120  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 12月18日 議員報酬 640,200 手取り 370,333  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 76,937 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 12月10日 期末手当 1,766,952 手取り 1,516,066 (共済年金 44,150 所得税 206,736)
- ★ 2004年 11月18日 議員報酬 640,200 手取り 418,120  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 10月18日 議員報酬 640,200 手取り 418,120  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 9月17日 議員報酬 640,200 手取り 418,120  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 8月18日 議員報酬 640,200 手取り 418,120  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2004年 7月15日 政務調査費 180,000
- ★ 2004年 7月16日 議員報酬 640,200 手取り 418,120  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 47,700 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 6月14日 期末手当 1,613,304 手取り 1,384,222 (共済年金 40,325 所得税 188,757)
- ★ 2004年 6月18日 議員報酬 640,200 手取り 417,720  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 48,100 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 5月14日 議員報酬 640,200 手取り 417,220  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,130 所得税 29,150 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 4月15日 議員報酬 640,200 手取り 417,180  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 64,170 所得税 29,150 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2004年 4月20日 政務調査費 180,000
- ★ 2004年 3月15日 議員報酬 640,200 手取り 416,130  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 65,380 所得税 28,990 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 2月15日 議員報酬 640,200 手取り 416,130  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 65,380 所得税 28,990 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ★ 2004年 1月20日 議員報酬 640,200 手取り 416,130  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 65,380 所得税 28,990 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2004年 1月20日 政務調査費 180,000
- ★ 2003年 12月10日 期末手当 1,651,716 手取り 1,417,189 (共済年金 41,275 所得税 193,252)
- ★ 2003年 11月15日 議員報酬 640,200 手取り 416,130  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 65,380 所得税 28,990 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ★ 2003年 10月15日 議員報酬 640,200 手取り 416,130  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 65,380 所得税 28,990 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2003年 10月15日 政務調査費 180,000
- ★ 2003年 9月15日 議員報酬 640,200 手取り 416,130  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 65,380 所得税 28,990 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ★ 2003年 8月15日 議員報酬 640,200 手取り 416,130  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 65,380 所得税 28,990 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ★ 2003年 7月15日 議員報酬 640,200 手取り 419,400  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 61,630 所得税 29,470 市府民税 48,600 議員慶弔会費 500)
- ★ 2003年 6月14日 期末手当 1,728,540 手取り 1,483,100 (共済年金 43,200 所得税 202,240)
- ★ 2003年 6月15日 議員報酬 640,200 手取り 419,000  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 61,630 所得税 29,470 市府民税 49,000 議員慶弔会費 500)
- ◎ 2003年 6月5日 政務調査費 120,000
- ★ 2003年 5月19日 議員報酬 640,200 手取り 415,500  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 61,630 所得税 29,470 市府民税 52,500 議員慶弔会費 500)
- ★ 2003年 4月18日 議員報酬 640,200 手取り 415,460  
(共済年金 80,600 国民保険・年金 61,670 所得税 29,470 市府民税 52,500 議員慶弔会費 500)
- 15日 政務調査費 60,000
- ★ 2003年 3月18日 議員報酬 640,200 手取り 425,940

(共済年金 68,200 国民保険・年金 62,050 所得税 31,010 市府民税 52,500 議員慶弔会費 500)  
 ★ 2003年 3月14日 期末手当 384,120 手取り 328,692 (共済年金 1,920 所得税 53,508)  
 ★ 2003年 2月15日 議員報酬 640,200 手取り 425,940  
 (共済年金 68,200 国民保険・年金 62,050 所得税 31,010 市府民税 52,500 議員慶弔会費 500)  
 ★ 2003年 1月15日 議員報酬 640,200 手取り 425,940  
 (共済年金 68,200 国民保険・年金 62,050 所得税 31,010 市府民税 52,500 議員慶弔会費 500)  
 15日 政務調査費 180,000

-----以下略-----

※2003年までは、期末手当は3月・6月・12月の3回支払われていました。

## 22: ▲実は戸田も府県政令都市の議員年収(報酬手当+政調費等)は議員単独では高過ぎと、

戸田が1999年に門真市議になってバリバリ活動した当初から思ったのは、

▲府県議員や政令都市の議員の収入は高過ぎ、町村議員の報酬は生活すらしにくいほど低過ぎ、

▲町村議員救済のために「最低賃金制度」ならぬ「議員最低収入額制度」を作るべし。

というものでした。

2000年頃の大阪市議は、一般議員でたしか月報酬100万円、政務調査費月60万円(この2つで年間1920万円)、  
 期末手当年額600万円超で、合計年収約2500万円くらい、議長ともなるとそれに300万円プラスぐらいだったように思います。

門真市の議員に較べて月報酬が1.6倍、政務調査費が10倍、報酬+政務調査費の月收入で2.4倍、年収全体では2.1  
 倍の差がありました。(大阪府議もだいたい同じ)

巨大自治体をチェックするのは大変な事は分かりますが、「大阪府や大阪市の議員が門真市の議員の2倍以上働いて  
 る」という事はあり得ないだろう、と批判的に思っていました。

これと対照的に、村議会の報酬はとても低く、最も低い順では、

- (1)長野県谷平村 8.48万円
- (2)沖縄県渡嘉敷村 9.4万円
- (3)長野県売木村 9.7万円
- (4)長野県王滝村 9.96万円

となっております。

これでは各種控除を引かれたら、月額手取り2万円前後でしょう。

期末手当の額面も、 $\times 1.2 \times 4.15$ ヶ月として44万円から53万円程度しかありません。

生計費にもはるか遠く及びません。(手取りの年額が60万円くらいなので)

これは極端な例ですが、町村の議員は月手取りが10万円台という場合が大半でしょう。

これでは別に本業を持っている人しか議員を出来ません。「片手間議員」です。

どんな小さな村でも、生活をしながら行政チェックをし学習調査をやって住民啓発や報告のための一定の費用は要るは  
 ずなので、小さな村でも議員の手取り年収がせめて250万円は超えるように保障すべきだと思います。

参考までに、

◎「市議会議員になる方法」ブログの2010年11月頃の記事に以下の実例報告があります。

<http://diamond.jp/articles/-/9964> ↓

全国平均は30万4818円、年収ベースではこれに期末手当(賞与)が加わります(2008年度)

世間では「議員=高給取り」のイメージがありますが、実態は違っています。

埼玉県和光市の例で見てみましょう。

市議会議員の報酬月額が34.7万円ですが、議員年金の掛金と所得税が引かれますので、実際の振込額は24.1万円。

ここから国民年金と健康保険、地方税を支払うと、実際の手取額は17.7万円になります。

実際の手取りがこの額では、月々の家賃や生活費はもちろん、議員活動を市民に報告するピラ・チラシ代、交通費、勉強代などの算出は容易ではありません

(和光市の政務調査費は月額2万円まで。政務調査費については後述します)。

同市議の井上わたるさんは拙著の中で「毎月の収支はギリギリもしくは少しのマイナスで、6月と12月に支給される年間約133万円の期末手当と確定申告の還付金でなんとかプラスに挽回する感じです。・・・

しかも、この報酬額は年齢や当選回数に関らず、全議員一律です。

巷では「市議会議員はボランティアでやるべき」という意見もありますが、それだと議員になれるのは資産家か

事業家に限られてしまいます。

▲さて、議員の年収は、「月額報酬」だけでは全然分かりません。

▲1：月額報酬×12ヶ月で、報酬年額

▲2：期末手当×1.2×0.00ヶ月で、期末手当。

4.15ヶ月とか4.05ヶ月、3.85ヶ月とか、自治体によっていろいろ

▲3：月額政務調査費×12ヶ月で、政務調査費年額（これだけは非課税）

の3種類の年額をプラスしないと分かりません。

(さらに詳細に言えば、ほかの手当とか派遣議会報酬とかもある可能性があります)

また、報酬と期末手当からは、議員年金共済(07年頃からかなり値上がりして、門真市議では月平均13万円ほどもの天引き!)や税・国保年金などが引かれるので、手取りは額面の6割程度。(単身・扶養家族なし・国保の戸田のような場合は)

「名古屋市議は報酬年額が1600万円!」と騒がれた実態を調べてみると、この時は、名古屋市議：報酬月額99万円・・・年額：1188万円

期末手当： $99 \times 1.2 \times 3.35 = 397.98$ 万円

・・・報酬手当計：1585.98万円 でした。

この他に、

政務調査費月額50万円・・・年額600万円

があるので、「額面年収」としては、総計年額：2185.98万円、 だったのです。

河村市長が、なんで「市議の年収は2200万円だ!」と攻撃しなかったのかは分かりませんが、もしかしたら名古屋市議会では政務調査費問題で改革派議員+オンブズが市民運動的に守旧派議員と闘ってきたので、政務調査費まで出すと「議員全部を悪者にして叩く」という「河村戦術」にとって都合悪いので政務調査費をはずしていったのかもしれない。

議員側も政務調査費入れて「2200万円!」と叩かれるのも辛いから、政務調査費の事は黙っていたのかも。

※河村攻勢に押された名古屋市議会は、2010年後半に「報酬月額89万円」、「政務調査費月額50万円」に値下げしました。これで、↓

報酬月額89万円・・・年額：1068万円

期末手当 $89 \times 1.2 \times 3.35 = 321.6$ 万円・・・報酬手当計：1387.6万円

政務調査費月額50万円・・・年額600万円

総計年額：1987.6万円

仮に河村市長の主張通りに「報酬年額800万円」に下げたとしたら、報酬+期末手当合計で800万円だから、手取りが6割として480万円。政務調査費年額600万円を合わせると手取り1080万円。

今の門真市議の手取り推定約600万円に較べると、それでも1.6倍。

ただ、政務調査費600万円は生活費に使えないし、スタッフ人件費や通信費、事務所費や車両代に使うにも制限がいろいろあります。

河村市長が主張した(そして大量の市民が熱烈賛同した)「報酬年額800万円」というと、月額報酬で50万円でしょう。(門真市議より低い)

報酬月額50万円・・・年額：600万円

期末手当： $50 \times 1.2 \times 3.35 = 201$ 万円

・・・報酬手当計：801万円

これだと月報酬の手取りが30万円を切って28万円くらいでしょう。

(多くの国保年金の議員は)期末手当の手取りがたぶん150万円くらい。

手取り合わせてこれで486万円くらい。

政務調査費を「議員活動費」として、もっと幅広く使えるようにしたらともかく、門真市議の年額報酬・期末手当の手取り約550万円よりも低い486万円では、巨大都市名古屋をチェックする議員の生計費+政務調査費で支払えない活動費に対しては少なすぎるでしょう。(門真市議の場合は政務調査費が年間54万円と、名古屋市議の1/10未満だが)

次に大阪府議、大阪市議の現状を紹介します。

(いざ調べてみると、期末手当の計算や政務調査費の最新のデータを探すのに非常に苦労して時間がかかりました)

◎大阪府議会は、

報酬月額 93 万円円 年間 :  $93 \times 12 = 1116$  万円  
期末手当 :  $93 \times 1.2 \times 4.05 = 451.98$  万円  
.....年間報酬手当計 : 1567.98 万円  
政務調査費 59 万円、 .....年間 : 708 万円  
.....合計 : 年間 2275 万円

ただし、報酬、政務調査費については、2010年8月~2011年4月は限定15%削減なので現在は、

報酬月額 79.05 万、政務調査費月額 50.15 万円に減っている。

また、期末手当は2010年12月支給分から0.2ヶ月部減らされて、3.85ヶ月分になった。

仮に、報酬月額 79.05 万、政務調査費月額 50.15 万円が2011年度も続くと、

報酬月額 79.05 万 報酬年額 : 948.6 万円  
期末手当 :  $79.05 \times 1.2 \times 3.85 = 365.211$  万円  
.....報酬年額+期末手当合計 1313.811 万円  
政務調査費月額 50.15 万円 年額 : 601.8 万円  
.....合計 : 1915.611 万円

◎大阪市議は (今 : 2011年1月から)

議員報酬月額 97 万円 報酬年額  $97 \times 12 = 1164$  万円  
期末手当は  $97 \text{万円} \times 1.2 \times 4.15 = 483.06$  円  
.....報酬年額+期末手当合計 : 1647.06 万円  
政務調査費月額 51 万円 年額 612 万円  
.....合計 2259.06 万円

となる。↓↓

△議員報酬10%削減 大阪市議会19議案を可決 2010年12月15日

<http://www.nnn.co.jp/dainichi/news/101215/20101215025.html>

大阪市議会の11月定例会は14日、民主、自民、公明の3会派が提案した議員報酬と政務調査費を削減する条例改正案や「児童を虐待から守り子育てを支援する条例」など19議案を可決、2009年度市歳入歳出決算など報告2件を認定して閉会した。

来月から議員報酬を10%、政務調査費を15%削減。条例の特例措置として11年4月29日まで実施している議員報酬の5%削減、政務調査費の10%削減を含めた数字で、

- ・ 議員報酬は102万円から97万円に、
- ・ 政務調査費は60万円から51万円になる。

特例措置の12年3月末までの延長も決めた。

簡単にまとめると、2011年2月段階のままいくと、

◎大阪府議 : 報酬 (報酬年額+期末手当) : 年間 1313.811 万円  $\div$  1314 万円  
政務調査費年額 : 601.8 万円  
.....年収合計 : 1915.611 万円  $\div$  1916 万円  
◎大阪市議 : 報酬 (報酬年額+期末手当) : 年間 1647.06 万円  $\div$  1647 万円  
政務調査費年額 612 万円  
.....年収合計 : 2259.06 万円  $\div$  2259 万円

## 23 : ▲府議報酬 : 共産まで3割減に転化。公明は政務調査費半額不要なら削減でなく返却を!

やれやれ、「河村暴風」に押されて、共産党府議団までもが、2/25頃になって、つい先日まで主張していた「報酬2割削減・政務調査費は維持」を取り下げて「報酬3割削減・政務調査費15%削減」に転化してしまいました。

(さっき電話で聞いたところ、現行の15%減との差額は全て受け取り拒否して供託するとのことでした)

これで府議会の全会派が「報酬3割減」に並んだ事になります。最初に割減を打ち出した維新の会は、さぞ鼻高々でしょう。

- ◆さて、かつてオンブズから政務調査費の不正使用を告発されて赤恥をかいた公明党は、今回、「政務調査費5割減」も唱えて独自性を出そうとしますが、大阪府という巨大行政を調べ、広報もする費用の上限が一律月29.5万円で大丈夫なのか、気にかかります。

(政務調査費は元々59万円で、今は15%削減で50.15万円。元の5割削減では29.5万円)

- ◆もし「公明党は5割減でもしっかり出来ます！」というのなら、余分な額を返却すればいいのであって、他の会派議員の分も一律に上限カットする事はないでしょう。

なんか、「自分らが使わない金は他の会派にも使わせないぞ！」と意地悪してるみたい。

政務調査費の上限は現行の月50.15万円のままにおいて、「共産党は月50.15万円も使ったけど公明党は月29.5万円で同等以上の成果を挙げている！」と違いを宣伝した方が、「効率的で効力な公明党」をアピールできていいんじゃないでしょうか？

- 元々の府議報酬93万円に対する30%カットなので65.1万円。(現行は15%されていて79.05万円になっている)府内各市の議員は、政務調査費が府議の1/10程度しかないのですが、それを考えずに単に「府議の報酬が65.1万円に下がったのに、各市議会の議員報酬を下げないのはおかしい！」という「お世論様」が起こって、府内各市の議員報酬切り下げドミノが始まる事を危惧します。

そうすると、各市で懸命に行政チェックを行なっている野党的議員を苦しみ、放漫行政を助長する事になってしまうので良くありません。

(産経ニュース 2011.2.26)

◎前代未聞の事態!? 大阪府議会、全会派が独自報酬削減案提出へ

<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/110226/lcl11022602000000-n1.htm>

大阪府議会の自民、民主、共産会派が、府議報酬3割カットなど議員経費削減案をそれぞれまとめたことが25日、わかった。

府議報酬をめぐるのは、橋下徹知事が代表の地域政党「大阪維新の会」(維新)と公明の両会派もすでに削減案をまとめており、府議会の全会派が、独自の報酬削減案を提出するという前代未聞の事態になりそうだ。

市議報酬半減を訴える名古屋市の河村たかし市長が、出直し市長選で圧勝したことを受け、維新が府議報酬の3割削減案を提出、府議会でも報酬削減が争点として急浮上していた。

自民案は1年の期限付きで報酬を3割減、

民主案は1年の期限付きで報酬を3割減としたうえ政調費も1.5割減。

共産案は、期限を設けず議員報酬を3割減とし、1年程度の期限付きで政調費を1.5割減とするとしている。

このほか、公明は報酬の3割減と政調費の5割減案(いずれも1年の期限付き)をまとめている。

全会派が、独自の報酬削減案を掲げて論戦に挑むのは初めて。

ただ、府議からは「本音では反対の議員がほとんど。バナナのたたき売りのようだ」という声も上がっている。

各会派の削減案は、報酬3割減という点では一致するものの、期間や政務調査費を削減するかどうかで微妙に異なっている。

会派間の調整がつかない場合、すべての案が否決される可能性もあるという。

議論は28日の議会運営委員会理事会から始まる見通しだが「結局、選挙前のパフォーマンス合戦に終わる」と予測する府議も。

一方で「議員報酬がこれだけ注目される中、全会派が削減案を提出しながら、否決で終わっては府民が納得しない」という声も強く、行方が注目される。

~~~~~  
これにて「真剣議員 重要論説集Ⅱ」が終了! 「I」と合わせてもの凄い分量の力作です。御精読下さい!
2011年4月2日(土) 戸田ひさよし

7:「生活保護問題」にいくら感情的苛立ちをぶつけても1ミリも市政を良くする事にはなりません。市民に出来る事は、不正疑惑があれば具体的に役所に通報する事と、仕事起こし・雇用開拓に協力する事だと思います。

例会で何度か言わせてもらいましたが、門真や守口などでは「市政の改善を考える話し合い」が結局は「生活保護受給者の生活態度」とか（風評によるだけで具体事実の乏しい）「不正受給への怒り」だけが延々と繰り返され、蒸し返されるだけ、という事がままあります。

率直に言わせていただくと、そのような感情的な苛立ちをぶつける「話し合い」は、市政の改善に対して1ミリも役に立たず、せつかくの話し合いの機会を無駄にしてしまうだけです。

不正疑惑があれば、具体的事実を市に通報してあとは市に任せる事です。

日本の生活保護の問題というのは、不正受給が多い事では全くありません。受給できるはずの貧困者の2割程度しか受給できていない事です。（貧困補足率の低さ）

たしかに不正受給者は存在します。しかしそれは高く見ても全体の3%程度のはずです。（不正発見が1%程度）

「全く不正が存在出来ない制度」にしようとするれば、今でも正当には救われていない受給資格者がさらに大規模に不正にはじかれてしまう弊害の方がずっと大きいのです。この弊害は社会に却って様々な負担を掛けてしまいます。

・・・ここまで書いて、もう出勤のため時間が無くなってしまいました。

とりあえず、私の「ヒゲ-戸田通信」32号を50部少々同封して、この書簡を送ります。お手数書けて恐縮ですが、青木社長の方でコピーをされて会のみなさんに配布して下さいようお願いいたします。

また、出来るだけこの続きを今晚書いて、明日11/18(木)午前に発送しようと思いますが、どの程度書けるかは定かではありません。できるだけ時間を割いて頑張ります。

それではとりあえず。

敬白

